

# 予算特別委員会

平成27年3月18・19・20・25日

葛城市議会

## 予算特別委員会（1日目）

1. 開会及び延会 平成27年3月18日（水） 午後2時15分 開会  
午後6時26分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	西井 覚
副委員長	増田 順弘
委員	内野 悦子
〃	川村 優子
〃	西川 朗
〃	岡本 吉司
〃	藤井本 浩
〃	白石 栄一

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	下村 正樹
議員	吉村 優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下 和弥
副市長	杉岡 富美雄
教育長	大西 正親
企画部長	吉村 孝博
人事課長	下村 喜代博
〃 主幹	吉川 正人
企画政策課長	米井 英規
情報推進課長	松村 昇道
総務部長	山本 眞義
総務財政課長	安川 誠
生活安全課長	門口 昌義
税務課長	西村 圭代子
収納促進課長	西川 嘉則
市民生活部長	芳野 隆一

市民窓口課長	西川佳嗣
保険課長	中嶋卓也
環境課長	西川博史
新炉建設準備室長	巽重人
新庄クリーンセンター所長兼	
當麻クリーンセンター所長	増井良之
人権政策課長	布施憲一
保健福祉部長	山岡加代子
社会福祉課長	西川佳伸
長寿福祉課長	門口尚弘
子育て福祉課長	岡幸子
健康増進課長	水原正義
都市整備部長	生野吉秀
〃 理事	土谷宏巖
建設課長	石田勝則
産業観光部長	河合良則
商工観光課長	岸本俊博
会計管理者	邨田康司

#### 6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺田馨
書記	中井孝明
〃	山岡晋
〃	谷口亜耶

#### 7. 付議事件

- 議第19号 平成27年度葛城市一般会計予算の議決について
- 議第23号 平成27年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第20号 平成27年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第27号 平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第25号 平成27年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第21号 平成27年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第26号 平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第24号 平成27年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第22号 平成27年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議第28号 平成27年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午後2時15分

**西井委員長** ただいまの出席委員は8名で定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

3月議会、大変皆さん方お忙しい中、本日、予算特別委員会を開会させてもらったところ全員参加いただきましてありがとうございます。委員会がスムーズに運営できるよう、ご協力のほどよろしく願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶とかえさせていただきます。

委員外議員の出席は吉村議員でございます。

一般傍聴についてお諮りいたします。本委員会において一般傍聴を許可することとし、また審査が長時間にわたるため、会議中の入退室についても許可することといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認め、そのように一般の傍聴及び会議中の入退室を認めることといたします。

発言される場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき発言されますよう、お願いいたします。

続きまして、予算特別委員会の審査方法などについてご説明いたします。審査の方法につきましては、お手元に配付の次第の順番に1議案ごと上程し、採決まで行います。

次に、各会計の審査の順並びに一般会計の審査の方法であります。お手元に配付の予算特別委員会審査方法のとおり、一般会計予算につきましては、まず歳出の1款及び2款の説明を受け、その部分についての質疑を行います。続いて同様に3款及び4款、次に5款及び6款、そして、7款及び8款、9款から歳出の最後までを行います。続いて、歳入は一括で行い、その後、総括質疑、討論、採決を行います。なお、総括質疑は市政全般に係るものとなりますよう、ご注意ください。

特別会計予算については、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、討論、採決を行います。なお、水道事業会計予算については、歳入、歳出の順番で説明を受けますのでご了承ください。

また、審査時間については、お配りしております予算特別委員会時間配分表のとおり、その日の当初予定の費目まで、若干終了時間は前後すると思われませんが、行いたいと思いますので、皆さん方のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、委員の皆さんに申し上げます。質問項目は1回につき3問までといたします。質疑回数については2回まで、3回目は発言のみとなります。質問される方は委員長が指名いたしますが、関連質問である場合にはこれを優先いたします。質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上できるだけ慎んでいただきますよう、お願いいたします。また、質問される場合は、予算書のページ数及び款、項、目の費目を述べてから質問していただきたいと思っております。

理事者側においては、答弁者は必ず手を挙げ、委員長が指名した後、所属、役職名と氏名

を言っただき、なお、再質問に対して同一答弁者が答弁する場合は、所属、役職名と氏名は省略してください。また、答弁は簡単明瞭、的確をお願いいたします。そして、答弁者については、部長、課長などをお願いします。

以上のことについて、何かご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** それでは、議案審査に移ります。

議第19号、平成27年度葛城市一般会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、まず、歳出の1款議会費、2款総務費までを、提案者の内容説明を求めます。

山本総務部長。

**山本総務部長** 失礼いたします、総務部の山本でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第19号、平成27年度葛城市一般会計予算につきましてご説明を申し上げます。

歳出、1款議会費、2款総務費。それでは、事項別明細書の32ページをお開き願いたいと思います。

議会費から説明を申し上げます。1款議会費でございます。1億7,886万3,000円を計上いたしております。議員14名の報酬、職員5人の人件費と、議会運営に要する経費となっております。

次に、33ページでございます。2款総務費、1項1目一般管理費でございます。6億871万6,000円を計上いたしております。特別職2人、職員45人の人件費と、総務の一般管理費及び消費生活相談、法律相談等に要する経費となっております。

次に、35ページでございます。2目文書広報費でございます。975万9,000円を計上いたしております。文書広報に要する経費でございます。

次に、3目会計管理費でございます。686万7,000円を計上いたしております。会計事務に要する経費でございます。

次に、4目財産管理費でございます。8,422万円でございます。新庄・當麻両庁舎の維持管理に要する経費を初め、公有財産の管理のための経費を計上いたしております。

次に、5目電子計算費でございます。1億1,620万9,000円を計上いたしております。電子計算の運営及び管理に要する経費でございます。

ページかわりまして38ページでございます。6目地域情報化推進費でございます。3,276万3,000円を計上いたしております。総合行政ネットワークシステム、また、イントラネットシステムに要する経費を計上いたしております。

次に、7目交通安全対策費でございます。2,555万9,000円を計上いたしております。交通安全対策に要する経費でございます。工事請負費につきましては、カーブミラー、区画線、ガードレールなどの経費を計上いたしております。

次に、8目自治振興費でございます。1億2,515万1,000円を計上いたしております。自治振興に要する経費でございます。公共バスの運行委託料、負担金では、まちづくり事業一

括交付金などを計上いたしておるところでございます。

ページかわりまして40ページでございます。9目企画費でございます。1,009万1,000円を計上いたしております。企画一般に要する経費でございます。第2次総合計画策定業務委託料、また、葛城広域行政事務組合への負担金などが、その主なものとなっております。

次に、10目公平委員会費でございます。36万7,000円を計上いたしております。公平委員会に要する経費となっております。

次に、11目防災行政無線管理費でございます。205万5,000円を計上いたしております。防災行政無線に要する経費でございます。

ページかわりまして42ページでございます。2項1目税務総務費でございます。1億3,384万2,000円を計上いたしております。税務職員17名の人件費と、税務事務に要する経費でございます。

次に、2目賦課徴収費でございます。3,140万2,000円を計上いたしております。市税の賦課に要する経費でございます。市県民税、固定資産税などの電算関係経費が主なものとなっております。

次に、44ページでございます。3目過年度支出金でございます。過誤納金に係ります還付金1,200万円を計上いたしております。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。7,589万5,000円でございます。職員9人の人件費と、戸籍住民基本台帳事務に要する経費でございます。

次に、4項1目人権啓発費でございます。3,150万円を計上いたしております。職員2人の人件費と、人権啓発等に要する経費でございます。

ページかわりまして46ページでございます。5項1目選挙管理委員会費でございます。69万8,000円を計上いたしております。選挙管理委員会の運営に要する経費でございます。

続く、2目選挙啓発費でございます。2万円を計上いたしております。

次に、3目知事及び県議会議員選挙費でございます。1,637万7,000円を計上いたしております。平成27年4月12日に執行される、知事及び県議会議員選挙に要する経費でございます。

次に、4目大和平野土地改良区総代選挙費でございます。40万円を計上いたしております。同じく平成27年5月21日に執行されます、大和平野土地改良区総代選挙に要する経費でございます。

ページかわりまして48ページでございます。6項1目統計調査総務費でございます。91万7,000円を計上いたしております。統計一般に要する経費でございます。

次に、2目基幹統計費でございます。1,491万8,000円を計上いたしております。国勢調査等に要する経費でございます。

次に、7項1目監査委員費でございます。87万2,000円を計上いたしております。監査事務に要する経費でございます。

以上をもちまして、1款議会費、2款総務費の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明を願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

**白石委員** それでは、議第19号、平成27年度葛城市一般会計予算について質疑を始めたい、このように思います。

事項別明細書の32ページの歳出であります。1款議会費、1目議会費の13節委託料、会議録作成委託料225万円が計上されております。これは、会議録の作成について改善が考えられているのではないかと、このように思うわけでありますけれども、金額の増額とあわせて内容についてお伺いをしておきたい、このように思います。

さらに、33ページの19節負担金補助及び交付金についてであります。県市議会議長会負担金30万円が例年のように計上されております。皆さんも新聞報道でご承知のように、奈良県の町村議長会が研修先等でコンパニオンをあげて宴会をしているということで大きく取り上げられ、地方版だけではなく全国版で取り上げられたということは記憶に新しいと思うわけでありますけれども、まだこんな古いことをしているんやなということで思っていたわけでありますけれども、その後に、残念なことに市議会議長会も同様なことで報道されると、こういう事態になっているわけです。これは我々議員にとって恥ずかしいことであり、この新庄町、當麻町、あるいは合併10年になりますけれども、この市議会ではもう20数年前からこういうことはやられていないわけであります。こんな状況の中で、まさに市町村の議会のリーダーが集まっている会議の行事において、こういうことがあったということでありますけれども、この点、この30万円の負担金の中でどのような経費になって支出されているのか、お伺いしておきたいと思えます。

とりあえず議会費として2点にしておきたいと思えます。

**西井委員長** 中井課長。

**中井書記** 議会事務局の中井でございます。

ただいまの白石委員の委託料の件でございますが、会議録作成の委託料におきましては、例年、見積もり合わせをとりまして、3社からとっております。そこで1社がいつも最低の、極端に低い金額で落札されるわけでございます。予算計上に当たりましては、もしその1番安い業者がもし辞退でもされた場合、ほかの2社とだいぶ格差が出ておりますので、保険的な意味をもちまして、平均価格で今年は見積もりをとりまして予算計上させていただいて、前年度より約45万6,000円がふえている次第でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 寺田議会事務局長。

**寺田議会事務局長** 失礼します、議会事務局の寺田でございます。

2点目のご質問の、議長会負担金30万円の内容ですが、年4回の当該議長12市の議長、それから副議長、それから事務局長の年4回の会議の経費、それから年1回の視察研修、それは泊を伴っております、それから12市の議員を対象とした年1回の研修といったもろもろの経費が内容となっております。

以上です。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 中井課長並びに寺田事務局長からご答弁をいただきました。

例年よりも増額をされて、委託料が計上されていた内容については、今、課長が説明されたとおりにというふうに思います。もちろん我々は会議録を正確に、しかも早く調製し、市民の皆さんに公開をしていく、こういうことが求められるわけで、正確性がもちろん求められるとともに、会議録ができるだけ早く、とにかく次の定例会前にならないとなかなか上がってこないというのでは、これは市民の皆さんにも申しわけない話ですけども、我々議員にとっても議会活動を行う上で、確かな審議された資料がなければ本当に信頼のおける議論ができないわけであります。そういう意味で、一定、極端に低い価格に入れられる、そういう方があるということは、これはどの業界でもあることでありますけれども、それはそれとして一定の担保というか、そういう措置をとることはあり得ることだというふうに思います。

そこでその内容について、会議録の作成のスピード、これを上げることによって、どの程度の経費の増嵩になるのか。この見積もりのときに仕様書といいますか、そういう中で、今まで2カ月であったものとしたら、それを1カ月ですとするならばどの程度の経費の増嵩になるのか。この点、私は、一定の経費の増嵩があっても、それは議会としては、これはいいことではないかというふうに思います。この点いかがお考えかお聞きしておきたい。どの程度かかるのか。

**西井委員長** 中井課長。

**中井書記** 議会事務局の中井です。

ただいまの委託料の件ですが、どうしても今現在は、こういう会議を開かせていただきまして、即委託に出しまして、ある一定の期間でゲラが出てくるんですけども、ゲラが早く出してもらえばそのゲラが荒くなる、時間をかければほぼ完成に近い文章が上がってくる、早くするとこちらで見る時間が逆にかかってくる、そういうふうな今現状でございますので、また費用的な面に関しましては、早くすることによってどのぐらいの経費がかかるかということに関しましては、ちょっと未確定の要素が多分ございまして、早くしたからどれぐらい上がるかということに関しましては、ちょっとわからないのが現状でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 最後でありますけれども、12市の市議会があつて、それぞれが会議録を作成しているわけでありますから、そういう点は十分に、他の11市の現状を精査していただいて、その時間と経費の問題あるいは議会事務局の手間の問題を検討していただいて、我々の議員としての活動、議会の活動が十分に保障される、そういう形で進めていっていただきたい、このように思います。

県の市議会議長会の負担金の問題については答えられるべき立場にないわけで、一言だけ、議長がおられますので、所見だけお伺いをして、私の質疑を終わっておきたいと思ひます。

**西井委員長** 議長。

**下村議長** 今、白石委員が言われましたとおり、私の独断と偏見で今後はこうするというのも非常



に言いにくいんですけども、気持ちとすれば、最近マスコミと申しますか新聞に記載されていまして、実は去年、局長に聞きましたところ、去年、私が議長じゃなかったんですけども、去年に県の市議会議長会で研修に行った際のことを新聞に記載されていたということで、昨年度ですか、西川弥三郎議長でございまして、問い合わせますと、ちょうどその日の夕方、市長と一緒に国への要望ということで上京したということを知っておりまして、その場にはいてなかったのでもっとわからないということは聞いております。

今後は、大和高田市の市議会議長が今、西川市議会議長ですか、そこから案内が来ておまして、近々、県の議長会、一度集まりまして、この件についてどうするかということを検討していくということは聞いておりますし、新聞で、吉野の方のことでコンパニオンを公費で雇ったということですけども、市議会議長会では公費を使ってコンパニオンを雇ってはいないという返答が返ってきております。いずれにしろ、今後はコンパニオンということは、私個人的には必要ではないと考えております。食事についても粗食にして、自前でやったらどうかということをお私に考えておるんですけども、近々、県の市議会議長会で結論は出ると思いますので、それはまた皆さん方にご報告を申し上げたいと思います。今のところこれぐらいしか言えませんので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

川村委員。

**川村委員** 済みません、私の方からはまず2点ございます。

まず1番目は、33ページの2款総務費、1項総務管理費の報酬ですね、一般管理費報酬の中にあります嘱託員報酬13名分という形で、昨年の予算では多分、16人の嘱託員という予定でされていたと思いますけれども、3人減っている。去年から新しい職員での対応が、この嘱託員職員という形にされておられる中で、13人で十分いけてるというふうに考えて、そういう予算を立てられたのかということ1点、お願いします。

もう1点は、39ページの2款総務費、7目交通安全対策費、15節工事請負費、カーブミラーとかの分ですね。昨年よりも増額されています。交通安全に対しての、予算を増額していただくことについては評価させていただきたいところなんですけど、予定されているところというのはどういった状況で、このカーブミラー増、新しく住宅地の増加などに伴ってされていると思うんですけども、先日も竹内で交通事故がありました。やっぱり事故のあるところというのは、頻繁に事故になる状況になっている、そういう要因があるということなんですけれども、昼夜問わずにカーブミラーとかガードレールという形ではなく、例えば、事故が起こったのは夕方6時半だったんですけども、夕暮れになってきて暗い状況になって、その場所がやっぱり見通しが、暗いがゆえにライトをつけないと見えないのかというようないろんな状況があると思うんですけど、竹内のその事故になったところも非常に暗かったということになっているらしいんですけども、そういった点からこの増額されているところの予定されている要因というのは、どういったことでされているのかということをお聞かせください。

以上です。

**西井委員長** 下村課長。

**下村人事課長** 人事課の下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今質問がございました、嘱託職員が3名減になっているということのご説明でございます。本年度におきましては、総務財政課の嘱託職員が、嘱託職員からアルバイトへ変わったために1名の減となっております。それと、嘱託職員もう1名、総務財政課に予算上組んでおったわけなんですけれども、平成26年度で不補充になっておりまして、その分が減ったわけでございます。それともう1名が、生活安全課におりました嘱託職員の異動の方で、違う他会計の方にかわったために3名減となっている現状でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 石田課長。

**石田建設課長** 失礼します、建設課の石田でございます。よろしくお願いいたします。

平成26年度の執行事業といたしましては、カーブミラー等を見込んでおりますけれども、平成27年度におきましても平成26年度と同様に、カーブミラー80基、ガードレール等250メートル、区画線で6,800メートル等の予定をいたしておるところでございます。また、通学路対策といたしまして、磐城小学校周辺におきまして、ゾーン30の区域を設ける予定をさせていただいているところでございます。その対策の費用として標識の設置、また、道路標示、区画線等の整備費用として300万円を見込みまして、昨年の1,300万円に対してプラス300万円ということで、今年度、平成27年度につきましては1,600万円の計上をさせていただいております。

なお、平成26年度の執行見込みにつきましては、現在、カーブミラー84基、ガードレール117.5メートル、フェンスで38メートル、デリネーター等で10基、区画線で4,720メートル等の事業を今見込んでおるところでございます。

なお、先ほど川村委員からおっしゃっていただきました竹内の事故につきましては、先日、事故の現場も私自身確認させていただいているところでございますけれども、道路照明も東の方に設置しておる状況でございます。ただ、横断歩道のところには道路照明がなく、そこがちょっと若干暗かったのかなというところがございますけれども、私、今、事件中でございますので、警察としてもその事件捜査終了後、県と警察と市と交えて検討を重ねていくということでお話を聞かせていただいておりますので、報告を兼ねて答弁させていただきます。

**西井委員長** 川村委員。

**川村委員** ありがとうございます。嘱託職員は、要するに以前の人数の体制でいくというふうに理解してよろしいんですね。違うんですか。

その16人体制のままなのかどうかということ、業務もそういった形の体制なのかということについてと、もう1点、先ほどの工事請負費の300万円増加の分の、要するにゾーン30ですか、これは緑色に色が変わっている、見た目もはっきりと通学路とわかるような、そういった形のものなのかというふうに私は認識しているんですけど、それでよろしいでしょうか。

**西井委員長** 石田課長。

**石田建設課長** ゾーン30につきましては、今考えておりますのは、磐城小学校の区域の周辺を中心に考えておるところでございます。ゾーン30と申しますのは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保する目的として、区域を定めて時速30キロメートルの速度規制を実施するとともに、その安全対策を組み合わせるものでございます。入り口に標識、また標示等を設けて、ゾーン内への流入、通過交通を防ぐと、なるべく抑制するという方向で、そういう区域を設定して速度規制も加えながら、区域の設定をして、生活道路の対策を行うというようなどころでございます。今、考えておりますのは、磐城小学校の周辺というような形で考えておるところでございます。

横断歩道の緑につきましては、昨年度、平成25年度から、通学路の危険箇所の点検というふうな形の中で取り組んでおまして、通学路を中心に教育委員会の方にも問い合わせながら、まずは通学路を中心に、通学路の横断歩道のカラー化を図ったというところでございます。今年度につきましては、15カ所の横断歩道のカラー化をさせていただいたところがございます。

以上です。

**西井委員長** 下村課長。

**下村人事課長** 嘱託職員につきましては3名の減となっておりますわけなんですけども、実質的な体制につきましては、1名が嘱託職員からアルバイトに変わった分と、1名が他会計に行ったわけなんですけども違う職員がそこへ入りましたので、1名だけが不補充になっておりますので、実質的な、人数的に言いましたら1名だけが減になったという現状でございます。ただ嘱託職員につきましては3名の減となっております。

以上でございます。

**西井委員長** 川村委員。

**川村委員** わかりました。理解できました。先ほど、私も勘違いしてしまっていて、ゾーン30とカラーの通学路に緑色のラインが入っているというのをちょっと履き違えていましたから、そのあたりは理解させていただきましたので。本当に、通学路に関して、ちょっと色を変えて、そういった通学路ゾーンというのは、非常に、もちろん子どもたちの通学路もそうですけど、高齢者の方たちにもやっぱり、ちょっと脇によけるといふ部分では、非常に、目にはしっかりとした視覚に入ってきますので、そういったところのこれからもまた、啓発をよろしく願いたいと思います。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

**白石委員** 引き続き質疑を行いたいと思います。

総務費の方に入っております。33ページの一般管理費の1節報酬であります。そのうち、政治倫理審査会委員報酬、これ7名分で16万8,000円が計上されております。8,000円の7人分であれば3回開催をする、こういう予定だと思っておりますけれども、この間、開催された例が

なかったというふうに思うわけであります。そこでお伺いしておきたい。政治倫理審査会を開会するためには、どのような手続を行えば開催できるものなのか、条例そのものを読んでもなかなか理解しがたい面があるわけですが、法制担当はどのようにその手続について、実施の要綱内容を持っておられるのかお伺いしておきたい、このように思います。

それから、34ページに入りたいと思います。34ページの7節賃金であります。451万8,000円が計上されております。その臨時雇用賃金の内訳と申しますか、それだけではないんですけども、実際に臨時雇用で採用され、職務を行っておられる方がたくさんいるわけでありまして、実際の人数、職種、それぞれ職種によって時給が異なるわけですが、時給、そういう内容について、ここで総務費の中で聞きますけど、全体としてお伺いしておきたい、このように思います。

それから、35ページの一番上でありますけれども、行政手続等関連規定整備支援業務という形で委託料が計上されております。以前にも計上されたことがあるわけでありまして、本年度も計上されておりますが、その内容についてお伺いしておきたい、このように思います。

**西井委員長** 吉村部長。

**吉村企画部長** 企画部長の吉村でございます。よろしく願いいたします。

ただいま、白石委員のご質問の葛城市政治倫理条例につきましての、どのような案件が議題となるのかという内容についてでございます。

政治倫理条例に基づきますと、それぞれ市長及び議員の責務及び政治倫理基準がございます。また、市の工事等に関する遵守事項も明記されているわけでございます。その中で、その内容の中で疑義が生じた場合は、もちろん市民の調査請求権ということもございまして、また、理事者、議員の方からもそういうような内容につきまして疑惑等があればそれぞれ申し出て、調査を求めるとかということになっているわけでございますけれども、調査にかけるためには、単に聞き取りやあるいは疑義があると単に思われる場合については調査の対象ではなく、何らかの証する書面をもって審査請求していただくと、そういう内容のものでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 安川課長。

**安川総務財政課長** 失礼します、総務財政課の安川でございます。

1点、総務管理費の中におけます賃金の件でございます。予算額451万8,000円でございますが、このうち総務財政課所管の分としまして378万5,000円が、この内訳として含まれております。

その内容についてでございますが、3点ございまして、1点は當麻庁舎におけます電話交換手1名にかかる費用でございます。その分が145万3,695円。もう1点が来年度、平成28年度、平成29年度に向けて指名願の受付業務が行われます。この間、2月、3月分の2カ月間、週4日2名ということで、アルバイトの方をお願いしたいという点でございます。それが35万7,500円余りでございます。もう1点、先ほど人事課の方からもお話がありましたように、

嘱託員からアルバイトに変わったという人員をここで要求しております。それは施設管理業務の一環といたしまして、施設管理並びにファシリティマネジメントの支援員という形で今回1名、賃金1,300円相当で週4日ということで計上させていただいておりますのが197万3,200円、その合計が締めて378万5,000円といった内訳になっております。

続きましてもう1点、委託の内容についてでございますが、今回、行政手続等関連規定整備支援業務委託ということで183万6,000円計上させていただいておりますが、この件の中身についてご説明申し上げます。今回、国の法律、行政不服審査法並びに行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、これが平成26年6月13日に公布されまして、施行につきましては、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日となっております。今回、この行政不服審査法の概要について申し上げますと、重きといたしまして3点の内容がございます。この新法におきましては、国民が行政庁の処分あるいは不作為に対し不服を申し立てる制度について、公正と使いやすさの向上を目指したために改正されたものでありまして、主な改正点につきましては、審理員による審理手続の導入、また、異議申立ての手続を廃止いたしまして不服申立ての手続を審査請求に一元化する、もう1点が、審査請求をすることができる期間を60日から3カ月に延長される、こういったことで改正がされるわけでございます。

先ほど申し上げました、もう一つの関連法律の整備に関する内容につきましては、今回のこの行政不服審査法の改正を受けまして、それに関連する361法律もその関連ということでの整備される内容になっておりますが、それぞれ関連する例規の市の条例並びに規則等、それが広範囲に及びますので、その洗い出し、調整作業が97万2,000円、並びにその改正案としましての作成業務に当たるのが86万4,000円ということで、締めて183万6,000円の業務委託料を計上しておるものでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 下村課長。

**下村人事課長** ただいま総務費の賃金のことについてご質問がございました。あと残りの73万3,000円につきましては、人事課で臨時雇用の賃金を組んでいるものでございまして、それにつきましては、もしどこかの課で突然臨時雇用者を採用することになった場合、そのための予備的な経費でございまして、1人分6カ月と見ているものでございます。それと非常勤職員の賃金の時給でございまして、最低賃金が今年も上がったわけなんですけども、それに伴いまして一般事務職の時間給の賃金を750円から780円に、4月1日から上げた状態でございます。

以上でございます。

(発言する者あり)

**下村人事課長** 一般事務職につきましては750円から780円に改定いたしました。看護師につきましては940円から1,250円に、管理栄養士につきましては1,040円から1,100円に、保健師につきましては1,040円から1,300円に、情報センターの業務の職員につきましては830円から860円に、自動車運転業務の職種、普通運転業務につきましては910円から950円、自動車運転業務の大型につきましては970円から1,000円に改定したものでございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** それぞれ、部長並びに課長の方からご答弁をいただきました。

政治倫理審査会の開催についての要件といいますか基準といいますか、お答えをいただきました。これは市民からの調査請求あるいは理事者やその議員にも同様の請求ができるということでもあります。また、単に疑うという、思われることだけではだめで、それを証するものをもって請求すると、こういうことでもあります。一昨年9月の決算議会の委員会の中で、私の質疑に対して市長は、直ちに政治倫理委員会にかけていただきたいと思いますし、という形でご発言をいただいておりますので、単に思われるだけやなくて、証する文書等をもって申請してまいりたい、このように思います。

次に、7節賃金の問題であります。昨年10月でしたか、最低賃金が本当に少しでありますけれども710円から724円、奈良県の場合そのように14円上がったわけであります。それにあわせてそれぞれ、この本市においては780円に引き上げをしたということでもあります。この日本の景気低迷の主要な要因が、やはり個人消費の低迷にあるということが明らかになり、とりわけアベノミクスの中でも地方創生という形で、やはり地方での消費の拡大、雇用の促進ということが打ち出されています。その中で行政が果たす役割というのは非常に大きいわけであります。もちろん、改定は当然のことですけれども、地域の経済を活性化していくためには、やはり市民の皆さん、雇用者が潤わないとこの目標は達成できない。今、大企業では前年を超える賃上げがぼつぼつ出てきているという状況の中です。この点も踏まえて今後の取り組みに生かしていただきたい、このように思います。

それから、行政手続等関連規定整備支援業務委託料という形で出て、新たに平成27年度出てきているわけですが、本定例会における条例改正とは別に関係ないということですね。

**西井委員長** 安川課長。

**安川総務財政課長** この費用につきましては、今回、先ほど申し上げました行政不服審査法等々にかかわる改正がございます。その法の関連に要する条例及び市の条例並びに規則、これに関連する部分を見直す業務が発生してまいりますので、それを委託するという内容でございます。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

藤井本委員。

**藤井本委員** 今のところでは、私も何点か質問させてもらいたいと思っています。

まず3点、簡単なところからお願いしたいと思うんですが、先ほど交通安全のことも出ておりましたが、39ページだったかな、交通安全対策工事、これもふやしていただいて、これはありがたいことなんですけども、聞きたいのは、今、葛城市の交通事故、先ほど交通事故が竹内であったという話もありましたけど、交通事故等の現状ですね。これは全国的に見ても奈良県を見ても、ここ数年かなり減少を示しているという数字が、私も手元に持っているんですけども、葛城市というのは人口当たり、例えば1,000人当たりというふうな形でよく

算出されますけれども、過去従来から非常に高い、奈良県では高い方から3番目とか4番目とか5番目で推移していたかと記憶もしております。細かい数字は突然の質問で出ないかわからないですけれども、交通事故の推移がわかっておれば教えていただきたい。かなり減少していますよとか、横ばいですよとか、年間これぐらいのものを把握しておりますというような傾向を、わかる範囲でお答えいただきたいというふうに思います。

次に、それに引き続きまして、よく似ておるんですけども、40ページで負担金補助、高田防犯協会負担金というのがあるわけですが、これそのものを聞いているんじゃないで、犯罪の発生件数と、葛城市の中でどのような犯罪が発生しているのか、これも先ほどの交通事故と同じように、どういう状況にあるのか。かなり減ってますよと、犯罪は日本では減っているということは言われておるわけですけども、昔からの犯罪と違って、変わった犯罪というのも発生しておるわけで、そういうことをどのように市として把握されているか、お答えをいただきたいというふうに思います。

3番目は、これも数字でお聞きするものではございませんけれども、言ってみれば45ページの人権啓発になるのかというふうに思いますが、きょうも朝のテレビで、宮城県でしたかどこかで、セクハラ、パワハラというようなことのニュースが大々的に流れておりました。テレビニュースなんか見ますと常時流れているように思います。葛城市の中で、また市に関係するような中で、そういうふうな状況をどのように把握されているのか。個人的なものもございましてそんな詳しくは聞きませんが、やはり葛城市でもこういうことが起こっているんだとかいうふうなことがあれば、お教え願いたいというふうに思います。

以上3点。

**西井委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いいたします。

葛城市における交通事故でございます。平成21年度から平成25年度の人身事故等の発生状況でございますが、資料を持ち合わせておりますのでご紹介させていただきたいと思います。

平成21年度、事故の発生件数ですが262件、市内で起こりました。平成22年度ですが216件、平成23年度217件、平成24年度177件、平成25年度124件になっております。ただし、死亡事故の推移でございますが、平成21年5月2日に人身事故が起こりまして、それで1人お亡くなりになっております。また、同年10月21日、これも薑で事故を起こされて74歳の女性の方が亡くなられております。平成22年6月27日、平岡で57歳の男性が亡くなられております。平成24年10月20日、竹内で51歳の女性が自転車で亡くなられております。平成25年1月31日、長尾郵便局前で高齢の男性の方が亡くなられております。平成25年4月20日、忍海で82歳のお年寄りが道路を横断中に亡くなられております。平成26年7月15日、當麻で81歳の男性が亡くなられております。平成26年8月1日、大屋で81歳の男性が亡くなられております。平成26年8月30日、太田、これは南阪奈の太田東の交差点でございますが、44歳の男性が亡くなられております。今年に入りまして3月13日、国道166号線ですが、竹内で高齢の男性の方が亡くなられておられると聞き及んでおります。

それと犯罪の関係、言われていたと思います。平成25年と平成26年の資料を持ち合わせて

おります。平成25年度から紹介させていただきたいと思います。合計367件の犯罪がありました。その中で、強制わいせつ等が3件、ひったくり5件、住宅対象の侵入窃盗が7件、事業所の侵入窃盗13件、振り込め詐欺2件、車上部品狙い66件、自動車盗6件、自転車・オートバイ盗77件、自販機狙い2件になっております。平成26年度ですが、合計283件ということで84件減っております。その中で犯罪の内容ですが、強制わいせつ等が5件、これ2件減っております。強盗2件ふえております。ひったくり5件から0件になっております。住宅対象侵入窃盗が7件から15件、8件ふえております。事業所対象侵入窃盗が13件から10件、3件減っております。振り込め詐欺が2件から1件、1件減っております。車上部品狙いが66件から50件、16件減っております。自動車盗が6件から5件、1件減っております。自転車・オートバイ盗が77件から64件、13件減っております。自販機狙いが2件から2件ということで変わりないと把握しております。

以上でございます。

**西井委員長** 布施課長。

**布施人権政策課長** 人権政策課の布施です。どうぞよろしくお願いいたします。

藤井本委員の質問の人権啓発費の中で、セクハラ、パワハラのことについて把握しているかということだったと思いますけども、事業所の中で起こることが多いことですので、その件数等についての把握はしていません。

以上です。

**西井委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** まず、交通事故、犯罪の方、きちっと把握していただいている、私自身評価したいと喜んでおります。またこの成果、ここ最近、交通事故にしろ犯罪にしろ減ってきている、これは何らかの、国全体としても減っているのもその流れにあるのは事実ですけども、今年も交通安全等の費用もふやしていただいて、そういう努力をいただいているという成果もあるのかなということで評価しておきたいと思います。過去の死亡事故は毎年1人か2人で少ないですけども、今年度は3人になったということで、こういう数字ということもお示ししながら対策をとっていただきたい、このように思います。

また、犯罪、いろんな犯罪種別に分けてお示ししていただきました。これもかなりの減少があるということでもあります。ここでお尋ねというか、ちょっと市長に考え方をお聞きしておきたいんですけども、今、犯罪の数は減っていますけども、予想できないような悲惨な犯罪というのが、件数でいうたら減ってるけど、全国的にふえているのも事実です。その中の解明の根拠となるのに、いわゆる監視カメラ、そういう手だてにより、犯人逮捕につながっているという例があると思います。葛城市ではこのようなカメラについて予算化されていないが、市町村によってはそれを導入しているところもふえているのではないかなど。またそれがあって本当に犯人が捕まっているという事実の中で、その方向性だけでも、また思いだけでも結構でございますので、お尋ねしたいというふうに思います。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 藤井本委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。



ここ数年、順次、近鉄新庄駅前自転車置場、またJR新庄駅、それと尺土、今度忍海も防犯カメラをつけるということで進ませていただいております。できれば死角になるようなところとかそういうところに対して防犯カメラ、抑止力という形で犯罪を防いでいくということでやっていこうというふうに思っています。

先ほどのDV等のことですが、最近は家庭内の悲惨な問題、そういうものをできるだけ防ごうと、保健師や保育士また幼稚園の教諭等も交えながら、子どもたちに対する虐待があるかないかとか、あと、検診に来ている人以外でどうしても連絡がとれない方がいらっしゃるんで、そういう人たちにも数年前から、年に一度以上は必ず連絡をしてその状況を把握した上で、もし相談に乗れるような状況があるのであれば相談できるような体制もとらせていただいております。100%とは言えないとは思いますが、できるだけ受け皿をふやしながら、犯罪の抑止に努めていきたいと思っております。

**西井委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** 考え方として、いい所見をいただいてありがとうございます。私、知らなかったですけど、そういう防犯カメラは既にもうあるという中で、聞いた以上また質問したくなるんですけど、それが役に立ったという例はまだないんですか、その防犯カメラは動いてるんでしょう。抑止だけで動いてないじゃなくて動いてるんですね。それが事件解決に役に立ったという例があるのかないのか、お答えいただきたい。

市長にもう一言だけで、さっきのパワハラのは各企業内ではわからないということだけでも、市役所の中ではないというふうに思っていますけど、それも一言だけお答えいただきたいと思えます。

**西井委員長** 山下市長。

**山下市長** 抑止になっているということだと思います。防犯カメラがあるということで、犯罪を未然に防いでいるというふうに把握しております。もし今、警察から協力を求められるようなことがあれば、進んで提出をしていきます。

それと、パワハラのは件ですが、現在把握している中で、そのような報告はございませんので、ないというふうに思っております。

**西井委員長** ほかにございませんか。

内野委員。

**内野委員** よろしく願いいたします。

私の方から3点お伺いいたします。

まず1点目が、35ページ、13節法律相談業務委託料ですが、平成26年度と同額なんですけれども、本当に市民の方喜んでいただいております。そして法律相談、當麻庁舎と、また新庄庁舎で、中南和法律相談センターでもしていただいているということで、昨年に比べてふえたのか、また減っているのか等々、各場所において教えていただけたらと思います。

そして2点目が、19節派遣職員人件費負担金1,232万3,000円と、この内容について教えていただけたらと思います。

もう一つが41ページですが、41ページの9目13節委託料の中の第2次総合計画策定業務委

託料378万円が計上されておりますが、どういう総合計画を考えていただいているのか、お聞かせ願えたらと思います。

よろしく願いいたします。

**西井委員長** 米井課長。

**米井企画政策課長** 企画政策の米井でございます。よろしく願いいたします。

今ご質問の、法律相談の実績の件でございます。ご存じのとおり、新庄庁舎第3木曜日、當麻庁舎第4木曜日という形で月2回、年24回開催させていただいているわけでございます。午後1時から午後4時までということで、1人相談時間20分で1日9人、年間216人の相談枠を設けております。

実績の方でございます。平成23年度184名でございます。平成24年度153名、平成25年度176名と、平成26年度はまだ出ておりませんが、今の見込みとしては平成25年度と同程度の数字となる予測でございます。続きまして、中南和法律相談センターの実績でございます。平成23年度総数1,182件ございまして、葛城市の相談数は67件、平成24年度総数1,195件ございまして、葛城市の相談件数が62名、平成25年度総数1,209件ございまして、葛城市の相談件数が47名ということでございます。平成26年度のデータにつきましては、4月に弁護士会から連絡があるという予定でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 米井課長。

**米井企画政策課長** 今ご質問の総合計画について、概略説明をさせていただきます。

葛城市の総合計画は平成18年10月に策定されておりました、計画期間は平成19年から平成28年ということになっております。第2次総合計画、これにつきましては、将来の都市像、まちづくりの基本方針を作成いたしまして、そのために市を取り巻く環境、現状の調査分析、市民意識調査の実施、人口・産業フレームの将来フレームの作成ということになるわけでございます。計画は長期にわたる基本構想から、基本構想に基づく施策の内容を部門ごとに体系的に示した基本計画及び実施計画を予定しているわけですが、現在ご存じのとおり、地方創生に係る事業を実施する場合、総合戦略の策定が義務づけられていることから、これとの兼ね合いも含めた中で実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**西井委員長** 下村課長。

**下村人事課長** 人事課の下村でございます。よろしく願いいたします。

ただいまご質問がございました、派遣職員人件費負担金1,232万3,000円の件でございます。この派遣職員人件費負担金につきましては、葛城市が現在進めております土木建築事業の技術的な支援を行ってもらうとともに、現在取り組んでおります、竹内街道の活性化に関する事業の、国、大阪府及び大阪府関係市町との連携及び調整を行っていかねばならないことから、大阪府職員の派遣を受けるものでございまして、その派遣職員の人件費の負担金でございます。職につきましては新たに規則を設けまして、まちづくり統括技監ということで考えておりました、階級につきましては部長級で考えております。

以上でございます。

**西井委員長** 内野委員。

**内野委員** ありがとうございます。

法律相談、昨年も言わせていただいたんですけども、やっぱり最近、女性で仕事を持っておられる方も多々あります。できれば夜間の方も考えていただけたらと思いますので、要望してこれで終わらせていただきます。

**西井委員長** ほかに質問はございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 順次、説明をお願いしていきたいと思います。

まず初めに、人件費の関係ですが、今、義務的経費、全体で今年の予算64億4,151万5,000円となっていますが、その中で人件費26億563万1,000円、扶助費27億8,155万円、公債費が11億2,772万9,000円、こういうふうに説明資料で出ておるわけです。扶助費、これはもう年間ある程度上がってくる、これはやむを得んというのか、抑えるのもなかなか難しいと思います。人件費の中で、例えばこの予算書を見させていただいたら、職員数301人、特別職3人、議員14人、その他798人と、こうなっておるわけで、いわゆる報償費、いろんなものを含んでこの人件費の中に入っておると思うんですが、その中で一般職、ここで去年見ますと約2,500万円ぐらい上がっていますが、これを見ていたら、給料は、逆に下がっている。手当が上がっているということで、これは金額的にはやむを得んかなというふうに思いますけども、私いつも思うのは、職員は、合併後かなりの数字で減ってきている。ただ、その中で、いわゆる嘱託、パートが非常に多くなっているように思うんですね。そこで一応、平成26年と平成27年と2カ年で、例えば職員数、302人、301人とわかっておりますが、再任用の職員と嘱託、パート、これが一応、平成26年と平成27年と、予算的にどれだけの人数見てあるのか、あるいはまた採用の件ですけども、平成25年は確かゼロやったと思うけども、平成26年、それから今年も決まっておるので、その人数を教えてください。それからラスパイレス指数、どのくらいになっているのか。ラスパイレスは余り参考にならないと思いますが、1つの基準ベースになっています。年齢的とかいろんな問題がありますが、参考程度にしたいので、教えてください。

**西井委員長** 吉村部長。

**吉村企画部長** 企画部の吉村でございます。

まず、ラスパイレス指数の方から申し上げます。平成26年4月1日現在で申し上げますと、葛城市は93.3でございます。県内の順位的に申し上げますと、12市中11番目、39市町村中23番目という形になっております。

以上でございます。

**西井委員長** 下村課長。

**下村人事課長** 予算書の中で給与費の明細書の中なんですけども、1名が入れ替わっているわけなんですけども、地方教育行政の改正がございまして、教育長が一般職の身分がなくなったために一般職から特別職に変わりましたので、特別職の方が去年でしたら2名でしたけども本年

度3名になっておりまして、それで入れ替わっております。

(発言する者あり)

**下村人事課長** 去年が2名でしたので、今年3名で1名ふえた状況になっています。それで、一般職の方が302名から301名になっているわけなんですけども、教育長が特別職になられたので、その分1名が減りまして、その分で変わっているわけでございます。

あと、嘱託の人数でございます。嘱託職員につきましては、平成26年度につきましては69名だったわけなんですけども、平成27年度につきましては71名ということで、2人ふえております。再任用につきましては、平成26年度は7名、平成27年度は8名の予定でございます。あと、非常勤職員の数でございます。非常勤職員の数につきましては、一般につきましては、平成26年度113名、短期につきましては86名、平成27年度につきましては、一般が121名、短期が102名ということで、一般につきましては8名の増、短期につきましては16名の増となっております。本年度の新規採用職員につきましては8名ということで、一般事務職8名の採用予定だったんですけども、最終的には7名ということで、それとクリーンセンターの職員が1名欠員が出ましたので、クリーンセンターの職員1名を採用いたしましたので、新規採用職員につきましては8名ということになりました。

以上でございます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、人数を教えてくださいましたが、ちょっとパートの人数が聞きにくかったので、今言われた、平成26年の113人と86人という、ちょっと意味がやっぱりよくわからないので、後で教えてくれたらいいと思います。

いつも言ってるように、嘱託職員についても、私は、一般職は確かに減ってきているが、いろんな部署で嘱託職員が多いように思うんですね。職員にこんな余り苦勞かけたらあかんということはよくわかるわけやけども、やはりこの全体に占める人件費、これはもう昔から言われているわけで、今これ160億円、一般会計あるわけやから、例えば率にして15.8%ぐらいの人件費が占めてるわけやけど、例えば120億円ぐらいの予算になったときに、この人件費何%になるのか。恐らく25%か26%にはなっていくやろうというふうに思います。そこから、職員に負担をかけたらあかんというのはよくわかりませんが、できるだけ、人数を減らせというような言い方したら悪いかわからんけども、そこらを考えていかないと、毎年嘱託でも2人、3人ふえていってる。仕事が多くなってきているのはよくわかっているが、やっぱりその辺をよく考えていかないと、この全体の義務的経費、何にもしなくてもこれは要るわけです。いわゆる経常経費にも係ってくるわけです。この公債費は余り高いとか安いとかこれは一概に言われへんのはよくわかりませんが、やっぱり問題なのは扶助費。この扶助費についてもさっき言いました。

ところで、平成26年の採用、何人やったんかな。さっき平成27年は7人と1人ということ聞いたわけやけど、平成26年は何人採用になってるの。

**西井委員長** 下村課長。

**下村人事課長** 人事課の下村でございます。

平成26年度の募集で、採用は平成27年度になるんですけども、平成26年度の採用が、一般職が7名、一般事務になるんですけども、一般事務と保育所と障がい者で計7名、それとクリーンセンターの技能労務職1名で計8名を募集いたしまして、平成27年4月1日から採用ということになっております。

**岡本委員** その前の年は。

**西井委員長** 吉川主幹。

**吉川人事課主幹** 人事課の吉川でございます。

平成26年度の採用でございますけども、一般事務職が3人、建築技術職が1人、土木技術職が1人、保育士、幼稚園教諭が3人、計8人でございます。あと、採用に関しましては消防職あと3人おりますけども、採用は広域消防の方で採用されたという状況でございます。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

**白石委員** 引き続きお伺いをいたします。

35ページに入りたい、このように思います。まず、13節委託料の職員採用試験委託料、岡本委員の方からこの間の採用について、詳細に議論されてその辺の数字はいただきましたので、私はこの採用試験に当たって、この間、平成24年から市長は試験には関与すべきではないという形で、政治倫理条例を初め、12市のうち11市は市長は関与していない、こういうふうにお話をしてきたわけでありまして、しかし市長や当局は、最高責任者である市長がどうして採用試験にかかわってはならないのかということで、何ら問題はないという形でご答弁をされてきたわけでありまして。私は、政治倫理条例やあるいは地方公務員法の根本精神、その法の趣旨からすればこれは、市長が関与するのは法の趣旨にもとるということでお話をしてまいりました。そこで、平成27年度採用あるいは平成28年度採用で行おうとされている試験で、実際に市長がどう関与し、また平成28年度採用についてはどのように関与をされていくのか、この点、一定の改善はされたけれども、どういう状況になっているのかお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、19節負担金補助及び交付金について伺います。全国市長会等負担金39万6,000円が計上されております。この内容についてお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、その下にあります職員研修負担金が69万9,000円という形で計上されております。一般会計の予算の概要の説明の中でそれぞれ、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、市町村総合事務組合研修等という形でご説明をいただいているわけでありまして、けれども、どのような内容であるのかお伺いをしておきたい、このように思います。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 白石委員は常に、これは政治倫理条例違反であるかのような言い方をされておられるようですけれども、私どもは一切問題ないと、これは県下全て、全国全て問題ないというふうな形で対応されているんだというふうに思っております。法的に何か問題があるというのであれば、法に照らし合わせてしかるべき対処されればいだけの話だと思っておりますので、

そのことにつきましては、政治倫理条例のことについて出していただいたとしても、我々としては何の問題もないというお答えしかできないというふうに思っておりますけれども、それはこちら、後の話であると思います。

どのような形で市町村長が関与しているのかということですが、各市町村長は採用の確認のときにそれを承認する、この人数でこのメンバーでいいのかということ、自分の市長印をもって承認するという形で、全市町村長は言い方を変えれば関与されているわけでございます。これを関与というのか承認するというのか、言い方だと思いますけれども、全市町村長は関与されているわけでございます。

今回、どのような形で改善というのか、どのような形で、できるだけ皆さんに疑義を生じないようにするのかということで、かつて総務文教常任委員会等で話し合われて、報告もさせていただきましたように、1次試験、これは業者が行います筆記試験、これを試験当日そのまま全部封筒に入れて業者に送り返す。採点が終わったものをうちの職員が受け取りまして、そこから受験番号と名前と住所をなくしたものを、成績順に並べたものを我々のところに提示をしてもらいます。その中に公平委員も入っていただきながら、次の2次試験に何人進んでいただくのかということを検討するわけです。例えば今年、職員採用が8人、7人とか8人と言っておりました。一般職の場合はじゃあ何人、次の集団討論に行っていただくのかということ、おおむねの人数を、何人ぐらいまでが適当だろうかということ、公平委員の声を聞きながら決めさせていただく。人数を決めさせていただくということです。そこには私は入っております。どなたがどんな点数かはわかりませんが、全部黒塗りになっておりますので、成績上位の者から何名まではじゃあ次の試験に進んでいただきましょうということをお願いいたしました。

2次試験の集団討論の中には私は入りません。副市長以下、教育長や担当の部長、また公平委員に入っていただきながら集団討論をしていただいて、それぞれ、それと筆記試験ですか、筆記試験というかテーマを決めてそれに対しての作文等、あと集団討論をやって、作文をされて、あと適性検査のようなものをされるようではございますけれども、そういう審査が終わった後、名前が消えたままの状態で、1次試験の結果は付されずに2次試験だけの結果で、成績順位順にそれぞれ出てくるようでございます。それに対して最後の面接に何名進んでもらうかということを決めるわけです。

最後の面接だけ、この前もクリーンセンターの職員採用試験で面接をしたのが8人くらいいたのかな、7人か8人くらい、我々試験官の中で8人おりましたけれども、その中の1人として私も参加させていただいて、私が思った点数を付与させていただいて、最終的にその方を採用するかどうかということは、もう一回、3次試験の成績が出てまいりまして、それ以外のところは全て消されていますので、じゃ、この中から何人を採用するのかということだけが出てまいりますので、じゃあ葛城市として何人採用しましょうという話になっております。

どこに対して疑義を持たれているのか、関与するべきではないのかということが、私がこれは不足しているのかもわかりませんが、私が持っている地方公務員法であつたりと

か、地方自治法であったりとか、その法律に照らし合わせて、何ら問題がないというふうに思っておりますし、これは総務省の方でもお尋ねをしてみましたが、何の問題もないだろうというふうに言っておりますので、これからは私が試験に出させていただきますということには変わりはないというふうに思っております。

**西井委員長** 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3 時 4 8 分

再 開 午後 3 時 5 5 分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

下村課長。

**下村人事課長** 人事課の下村でございます。

ただいまご質問がございました、全国市長会の負担金等のご質問でございます。

全国市長会等の負担金にございましては人口割でございまして、26万6,000円が全国市長会の負担金でございまして、東京の方で会議がございまして、総会等研修会があります。その費用でございます。それともう一つ、全国青年市長会の負担金3万円と、それプラス参加者の負担金2万5,000円、4名分で10万円、計13万円で、合計39万6,000円になっております。以上でございます。

それと、職員研修の負担金でございます69万9,000円の内訳でございますが、アカデミーの方の研修は5名を予定しておりまして、それと国際文化研修所の方が15人、アカデミーの方が予算が14万5,250円、国際文化研修所が25万3,500円ということで、アカデミーと国際文化研修所につきましては、年度が始まりましていろんなテーマが示されますので、そのテーマを各職員に周知しまして、それぞれ参加したい研修テーマに基づいて参加するような形でございまして、今現在、どのテーマで受講するかというのは決まっております。

それと、残りの30万円の、各種業務関連研修負担金30万円ということなんですけれども、これにつきましては新たな何か研修等参加するものがありましたら、この費用を使うということで、今のところはその予算の用途は決まっております。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** まず、職員採用試験の問題についてであります。市長から直接ご答弁をいただきました。

私は、関与と言っているのは、これは採用試験に関与ということを行っているわけです。だから、基本的には地方自治法に基づいて、任命権者としての権限があるわけですよ。それは最終的には市長が決裁をし、出された名簿の中から、どの方を上位から選んで任命していく、こういうことになる、こういうふうに私は理解しています。

私自身は、政治倫理条例というのは、私も含めての話でありますけれども、市長や特別職そして我々議員はやっぱりこの職員採用に当たって、紹介等、こういうことはやめておこうと、こういうことなんです。採用試験においては随分改善されてきたということは私も認めます。本当に、吉村部長も頑張って改善してきているということは私も認める。しかし、倫理条例の解釈運用からしたら、法の条例の趣旨からすれば、市長が何でそこまで飛び越え

てしまって、100点持って、採点にかかわるのかと、あるいは第1次試験の結果について、成績と名前をちゃんとつろくするようにして順位を並べていくと。これから何人にしていくねん。ここも改善されているから、黒塗りでやってしまうわけですから、改善されているというふうには思いますけど、やはり私はやめるべきだと。条例の趣旨からしたら、これはもう当然、解釈運用からしたらやめるべきだし、地方公務員法もそうです。任命権は、地方公務員法も当然、地方自治法に定められているように認めています。しかし、その法や規定あるいは条例に基づいて、市長は最終的な任命権者としての決定をすると、こういうことであります。地方公務員法というのはそういう仕組みになっているわけでありまして。地方公務員法の大きな柱というのは人事委員会なんです。国は人事院があります。人事委員会において、やっぱり採用の人事あるいは職員にかかわる勤務の条件等々を決めているんです。それがやはり、地方公務員法の中心なんです、根幹なんです。そこのところを私は言っているわけです。法の趣旨、法の解釈や運用でどのように対応していくのかというのが、行政にも議会にも能力が問われるわけです。私は少なくとも、行政というのは、市長というのは大きな権限を持っているわけですから、そういう権限者が採用試験にかかわるとするのは、まさに政治倫理条例や地方公務員法の根本的な精神に反するのではないかということを言っているわけでありまして。少なくとも私は、採用試験にはかかわらないでいただきたい、このことを述べておきたい、このように思います。

次に、全国市長会の詳細についてお伺いをいたしました。市長は今、青年市長会の会長をなさっているんですかね。

(発言する者あり)

**白石委員** いやいや、まあちょっといいわ。

会長ですね。そこで教えていただきたい。全国市長会の団体の定款というか約束事、そういうものをご説明いただきたい、このように思います。

(発言する者あり)

**白石委員** それぞれ、予算あるいは説明書について、説明をいただきました。

私はいつも問題にしているのは、職員による朝の挨拶研修についてということで、これは本当に職員の研修として適切なのかどうかということを指摘してきたわけでありまして。もちろん、平成27年度も計画されておられるんだというふうに思いますが、もし計画をされているということならば、当然、職員の職務専念の義務、確かにこの特例に関する条例において、研修を受ける場合ということに該当するというで認められているわけでありまして、私はこの研修を受ける前に、研修に値するのかということをお願いしたいわけでありまして。

地方公務員法はどのように書いているかといいますと、第30条サービスの基本基準という形でありまして、全て職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない、ということでありまして。また、サービスの宣誓という形で、第31条、職員は条例の定めるところによりサービスの宣誓をしなければならないと書かれています。さらに第35条は職務に専念する義務が課せられています。職員は法律及び条例に特別な定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力の全てを



その職務のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事をしなければならぬ、ということになっているんですね。

私は、これらの法や奉職するに当たっての宣誓、こういう趣旨からして、本当に朝の30分間、市民の方々が来たらおはようございます、いらっしやいませ、言うのかどうか知りませんが、これがここに言われている職務の専念義務を免除する特別の理由に当たるのかということを知りたいわけであります。確かに市長は合併10周年の事業にかかわって、朝挨拶されて感激をしたという手紙をいただいたということで喜んでいますが、私たちはデパートとか物を売ったり、そういうことをやっているわけではありません。やはり住民に、住民の全生活にかかわる、生産から消費にかかわる生活そのものを支えるために、本当に値打ちのある仕事をしているわけです。私は、もちろん気持ちよく役所に来て、挨拶をしていただいたら私も気持ちいい。しかし、朝一番からたくさんの方が輪番で挨拶に立っているということになれば、それはいかがなものかと。

**西井委員長** 白石委員、もうちょっと短的にお願いします。前置きとして考えられる分も多いから。

**白石委員** だからその点、今年も続けられる予定になっているのかどうか、お伺いしておきたいと思えます。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 細かい青年市長会の規約とか、あと続けるかどうかということは、うちの後の部長、課長が答弁すると思います。ただ、これが研修として認められるのか、専念義務に違反しているんじゃないかということですが、これは研修であろうというふうに思います。

地方自治の中で、行政に求められている役割、確かに法律に書いてあるものというのを主眼に置いてやっていかなければならないというものはあると思いますけれども、住民のニーズとか、市民が市役所を見る、職員を見る目線というのは、時代の流れによっていろんな形で変わってきているとは思いますが。白石委員も長い30年にわたる議員生活の中で、市役所と職員とのかかわりの変遷もずっと目の当たりにしてこられている。近所のおっちゃん、おばちゃんが、どこそこの息子さんやなと声をかけられた時代から、全然知らない子が座っているという時代まで見てきておられると思います。ただやっぱり我々、住民の幸せをどうやって、法やそれに基づくものでお手伝いをさせていただくのかということ考えた場合に、これは大きな研修であり、1つの住民とかかわり、また、自分が積極的に住民にかかわっていく挨拶をしていくということをしつかりと意義づける大きなものであろうというふうに思っております。年末、私もいろんな自警団を回らせていただくこともあるんですけど、その中で、北花内の方で、共産党のある方が私に、山下君、私は一言言いたいねん、というておっしゃられたのが、市役所の対応が変わったんやと、それは私一言言いたいねんというふうにおっしゃった。全然違うと、そこは、私はうれしいとこやねんというふうにおっしゃっていただきました。やはりそういう形で、目に見える形で市民の皆さんにとって、市役所の職員が少しずつですけど変わってきている、これは1つの成果であらうというふうに、私はこの研修をやったおかげだというふうに思っております。

**西井委員長** 吉村部長。

**吉村企画部長** 企画部の吉村でございます。

ただいまの白石委員の、青年市長会の内容で、会則というものがございます。その目的といたしましては、青年市長会は新しく時代を切り開くために会員同士の若い情熱とエネルギーをぶつけ合い、ともに本音で研さんし、もって地方自治の発展に寄与することを目的としているものでございまして、主な事業の活動内容でございますが、会員相互間の意見情報の交換や、市政に必要な施策の調査研究あるいは研さんを通じましての国への提言などを行っていただいているところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 下村課長。

**下村人事課長** ただいまご質問がございました、挨拶研修でございます。

本年度につきましては5名2週間、10日間実施したわけなんですけども、来年度につきましても、新規採用職員を対象にいたしまして挨拶研修を行いたいと考えておりまして、いろんな企業とか回ったこともございますが、その中でもやっぱり葛城市内の方もいらっしゃいまして、葛城市内の職員の方が挨拶もちゃんとされて気持ちがいいという話も聞いております。そういうこともございますので、今後とも実施していきたいと考えております。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 研修の問題で、挨拶してくれたらそら誰でも気持ちいいんですけども、それは研修以前の問題なんです。百貨店なんか行ったら、それこそ本当に丁寧に挨拶していただいて、「わあ、物を買おうかいな」という気になるんですよ。それはそれとしてやはり企業がお客さんにいいイメージを持ってもらって、心行くまで買い物をしてほしいという、そういう気持ちであるというふうに思います。

しかし私たちは、やっぱり私たちの仕事というのは、まさに住民福祉の向上を、皆が1つの目標を持って、まさに挨拶はもちろんのこと、全体の奉仕者として市民に対して、どこで会おうが、役所の中だけでない、自分の住んでいる地域で、顔見知りの人ではなかったも挨拶をするというのは、私は小さいころからそのように教えられてきた、そのようにしてきたつもりです。しかしそれが、確かなかなか社会の変遷によってやりにくい、できないというふうになってきたのかもわかりません。

しかし私は言いたいのは、とにかくこの宣誓なんていうのはすばらしい内容なんです。これ皆さん、代表して任用された方々が宣誓をするんですけども、これ本当は一人一人がしなあかんみたいな話なんですけども、どういうことを宣誓しているかという、私はここに主権者が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することをかたく誓います。ここからですね、私は地方自治の本旨を体し、全体の奉仕者として公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を執行することをかたく誓います。こういうことで、本当にこの市民の暮らしを支える、そういう仕事を担っているわけです。私はここが一番大事だと、こういうみずからが宣誓をされたこの内容を本当に身につければ、自然と市民に対して、おはようございます、こんにちは、こうなるんです。そのようになっ

ているところもよくあります。市長が言われました、本当によろしく頑張ってくれてるねん。まさに私も思っています。地域包括支援センター、本当に時間を問わず駆けつけてくれて、認知症のそういう方々を抱えた家庭を、苦難を取り除くために駆けつけてやってくれる、大したもんやと思います。親を亡くして本当に憔悴しているときに役所へ来て、ちゃんとした案内をもらって来て、そしたら住民窓口課の場所で年金から国保から仕事を全部してくれる。たらい回しにされないで、本当に各課から来てくれてちゃんとしてくれる。それで本当に市民の皆さんは、よろしく頑張ってくれてる、こういうふうになっているんです。私もそういう言葉を聞けば誇りに思いますしうれしいです。そういうことが職場の中で、市民の福祉の増進のために、市民が困っているそこへ、本当に奉仕者として頑張る、そういうことが私は大事だというふうに思っています。これは続けるということであれば続けられて、これが実際に実践された方々は、それは将来葛城市を支えていく、そういう人になるんだろうというふうには思いますけども、私はこっちの方が将来を担う職員に成長していくのが大事なんじゃないか、こういうふうに言っているわけでありまして。

以上です。

**西井委員長** ほかに質問はありませんか。

藤井本委員。

**藤井本委員** それでは、私の方からも3点、お尋ねしてまいりたいと思います。

まず40ページの負担金、19節のところですけども、いわゆる定住促進、すむなら葛城市住宅取得事業補助金というのがございます。これは昨年10月から改正されたというところで、まず、この10月からここまでの実績、これをお聞きしておきたいというふうに思っております。これは期待をしているというのもございますので、いろんな言いたいこともございますけれども、期待もしているという見地でお尋ねをします。これまでの半年間の実績をお尋ねしておきたい。

2番目ですけども、同じ40ページで、ここに具体的には出てないわけなんですけども、本来ならここに出てくるべきものかなということで尋ねますが、友好都市というんですか、葛城市と今まで友好関係にあった都市というのは、最終的には防災だけの契約というんですか、そういうのが締結されているんだというようなことで、私自身は認識しておるわけですけども、今、要するに今まであった、友好関係にあったその市町村とのどうなっているのかという部分とあわせて、今後どのようにお考えなのかということをお伺いしておきたいというふうに思います。

3点目は、これも同じ41ページになりますけども、企画費、総合計画の話、先ほどございましたけども、これに基づいて、ちょっと間違っていたらごめんなさい、これに基づいて今、各市町村がまちづくりに関する県との協定書というのをやられております。ごく最近でございますと、五條市が2月に、県と五條市とが協定をされた。これを調べてみますと、既に昨年、平成26年度から始まっています、市と、県の立場からは頑張る市と協定するんだと、こういうふうになっているわけですけども、天理市が1番で、天理市、大和郡山市、桜井市、奈良市、で先月、五條市と、こういう形で市と県とが協定をしてまちづくりをやって

いくと。まずこれは一体どういうものなのかということと、葛城市はどのように考えているのか、ここまで、要は今度、平成27年度中に協定が決まっていますねんというものなのか、その辺お伺いしておきたいというふうに思います。

**西井委員長** 吉村部長。

**吉村企画部長** 企画部の吉村でございます。

まず、友好都市についてでございます。以前は新庄町の時代から、お名前が一緒ということで岡山県の新庄村というところと友好都市がございました。當麻町におきましては、北海道の当麻町ということで友好の交流を行っていたところでございますが、葛城市という名前が合併後変わってからは、現在はその交流は行っておらないという状況でございます。今後の予定につきましては未定でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 米井課長。

**米井企画政策課長** すむなら葛城市の現状の実績でございます。去年の10月から始めさせていただいて、今までの現状で22件という実績でございます。

次に、まちづくりに関する協定書の件でございますが、現在、協定を結ぶために、研究調査しているところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 2回目の質問なのかどうか考えましたけれども、友好都市のことに关しましては、旧新庄町、旧當麻町のときに、新庄市、新庄村、北海道の当麻町とやっておりましたけれども、名前も葛城市に変わりましたので、いろんな相互的な災害の応援協定はともかく、新たな出会いも含めてこれからいろんなお話をいただくだらうというふうに思っております。どんなところで友好的な関係を結べるのかというのは、その時々によって変わってくると思います。議員の皆さんが、できるだけ積極的にいろんな地域とかかわった方がいいんじゃないのとおっしゃっていただけるのであれば、もちろん私の方も、先ほど全国青年市長会という話もございましたから、北海道から沖縄、石垣市までいろんな仲間がおりますので、ただやはり交流するにしても、テーマであるとか目的とか、そういうものを設けた方が後々続いていくであろうということがあります。そのあたりいろいろと見きわめながら、また話が飛び込んでまいりましたら、こういうお話が来ていますということで議長にも報告をして、議会の皆さんにもお諮りをしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

それと、県との協定でございますけれども、今、知事の選挙がもう目の前でございます。1月に県とお話をさせていただいたときには、協定書を交わしていきましょと、うちは今ICT情報推進系のものがかなり、全国的にでもかなり進んでいますので、そういうところもということでお話をさせていただいておりましたけれども、お互いにばたばたしているところもございますので、ちょっと4月、見きわめてからしっかりとまた、担当者と一緒に協定、県と交わしていけるように努力をしてまいりたいと思っております。

**西井委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** それでは、前後しますけども、市長からも答弁をいただきました。

協定書ですね。今、確かに知事選挙やられている、知事はどうなるのかわからないという状況ですし、選挙終わってから葛城市としては進めていくと。結果どうなるかわからないけども、進める準備をしていると、こういう認識を持ってたらいいいわけですね。それはよく理解をいたしました。

次が、住宅取得事業、これ22件あったということですけども、これどうなんでしょう、促進ということについてはこういうことに目を向けられたということは、私自身本当に高い評価をしていますけども、一般質問でもお話もさせてもらいましたように、どうも、魅力に欠けると言っているのか、言葉悪いですけど中途半端なというふうにも感じているところです。これについては10月から始めただけやから、平成27年度以降、そういう成果が出るのかもわからないですけども、今聞いた限りでは、例えばそれがなかったとしてもこの程度のものは、人口の増加とか件数はあったのじゃないのかなというふうに思っています。10月に決められた2万円と、これで今年も予算的にはいけますねんと、こういうことであろうということでは予算が計上されているわけですけども、もう一度、私はそこに何かもう少しプラスしていくものがないと非常にしんどいと。もしくは、してあってもなくても魅力あるまちづくりというものができている部分はございますから、市長がつくられた医療費の制度とかいうものであることはありますので、これ自身、もう一度お聞きしますが、このままでいくというものなのかどうなのか、それだけお尋ねしておきたいと思えます。

あともう一つ、友好都市ですね。友好都市はもうお忘れになられたかどうかかわからないですけども、私はもう4、5年前だと思います、一般質問させていただいて、できれば最初は国内で、また海外との交流ということについても考えてみてはどうであろうということは投げ、すぐにできるものではございませんので投げかけはさせていただいて、市長の答弁の方も今と同じでした。そういうことがまた入ってきたら紹介もさせていただきますというようなお答えをいただいたかというふうに記憶しております。ここにおいで議員もどのようにお考えかわからないですけども、そういった面についても、今おっしゃっているように交流ということについてもお考えをいただきたいというふうに思えます。

だから次は、住宅促進の方の答えだけいただいたらそれで結構です。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 住宅の「すむなら」でございますけれども、今年も同じ形でさせていただこうと思っています。何をしたいかという、できるだけ大阪やそのあたりでチラシやポスターをまかせていただきたいなというふうに思っています。

残念ながら、近鉄をもっとうまく利用して、活用して、そこで通勤圏内である方々に、大阪で高いところよりもこんなところ、近くてこんなところあるよという宣伝ができるようにしていかないと顧客を呼べないなというふうに思っています。そこに、先ほど藤井本委員がおっしゃっていただいたような水道代であったりとか、中3までの医療費の問題であったりとか、そういうことを盛り込みながら宣伝をしていきたい。水道料金とか下水道料金は、近畿でいってもかなり高い順位にうちは来ますので、そういうものとか、今度の中3までの医

療費というインセンティブをしっかりと見せながらやっていきたい。低金利の時代ですから、1.5%といったら魅力に欠けるのは確かだと思いますけど、ただ、銀行や金融機関においては、取引の量の多さによって金利が決まっています。だから、ある方は1.9%とか2.0%まで金利が下がったりする方がいらっしゃるし、ある方は1%でとまってしまう方もいらっしゃる。ただ葛城市の場合は、どなたであろうと1.5%引かせてもらうというところが違うというところですけど、それでも思いきり魅力的かというとなかなか難しいと思います。しかし、宣伝する機会を、ポスター、チラシをつくって大阪に打って出るというところでやっていきたい。

それと、近鉄の小林社長も、この4月からホールディングスになるようでございますけれども、今、提案をさせていただいているのは、南大阪線沿線の首長と一緒に意見交換会をやっていきたいと思いますというお話もさせていただいております。南大阪線沿線が、学園前、大阪線や東大阪線のように、なかなか活発になっていかない部分もございますので、南大阪線沿線の首長が何人か集まって近鉄と懇談をしながら、顧客であったりとか、住民を呼び込んでいけるような意見交換ができるようにやってまいりたいというふうに思っております。

**西井委員長** 川村委員。

**川村委員** それでは、43ページの賦課徴収費、12節役務費のところの口座振替手数料25万円、それから公金取扱手数料、これが前年よりアップして203万7,000円になっております。税の徴収については努力していただいているということも、コンビニ収納という形をとっていただいているということ。その成果を聞かせていただきたいと思います。要するに、口座振替の手数料、それから銀行で取り扱う一般の収納手数料、それからコンビニの収納手数料、この辺の手数料の違いというものもあわせて聞かせていただきたいと思います。

それともう1点、済みません、48ページの議会総務費の統計調査費の2目基幹統計費の1節報酬、国勢調査員の報酬の178名の報酬、調査員なんですけど、これは5年に1回ということなんですけど、この調査員はどのようにして選ばれるのかというのを教えていただけますでしょうか。

**西井委員長** 西川課長。

**西川収納促進課長** 収納促進課の西川でございます。よろしく申し上げます。

コンビニ収納の状況についてのご質問にお答えさせていただきます。平成26年度2月末現在の状況でございます。市県民税では3,915件、1億4,020万800円の収納額でございます。固定資産税では5,537件、1億4,836万9,244円、軽自動車税では4,598件、2,269万5,750円でございます。国民健康保険税では6,112件、8,686万4,484円、合計で2万162件、3億6,195万278円の実績がございました。税以外で納付できるものとして、介護保険料では1,428件、891万3,100円、後期高齢者医療保険料では520件、520万5,100円、保育料では705件、1,515万6,000円、合計で2,653件、2,927万4,200円の実績がございました。

続きまして、公金手数料の内訳についてでございますが、コンビニ収納取扱手数料で、一般会計分で1万5,500件掛ける61円掛ける消費税、102万1,140円を見込んでおります。公金収納取扱手数料で5万件掛ける15円掛ける消費税で、81万円を見込んでおります。それと、

特別徴収収納取扱手数料ということで3,240円掛ける4銀行掛ける12カ月で、15万5,520円を見込んでおります。あともう1点、郵便局での公金取扱手数料ということで5万円を見込んでおります。

以上でございます。

**西井委員長** 松村課長。

**松村情報推進課長** 情報推進課の松村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまのご質問でございます。基幹統計費の統計調査という形で、国勢調査の調査員に178名という記述がございました。その人選のことでございます。

現在、葛城市の統計調査費は、登録制度みたいな形をとっております。各大字の区長にご推薦いただいた中で、調査員の方を現在53名という形で登録した形でございます。国勢調査になりますと、前回、5年前の数字でございます。調査区が206調査区、調査員が152名という形でございます。それと、指導員という形で20名、これは、指導員の方は市役所の職員で行っております。その合計の人数が今記載の数字であろうというふうに考えております。今回想定でございますけれども、国の方から言われて、多分おりてくる調査区は241であろうというふうに推測をしておるわけでございまして、それであれば必要な統計の調査員の数はといいますと164名なり、指導員が25名という形で、178名というふうな数字になるわけでございますけれども、その中でもともと53名という統計調査員につきましては、戸数が人口におきまして500人までの調査区については調査員を常時1名置いておこうと、それを超えますと500人ごとに1人という形で、定数的な形を持っております。その中で、大字によりましては常時から3人ほど推薦ができないという形で、事があれば声をかけてください、推薦しますという大字もございまして、今現在53名ということでございますけれども、国勢調査につきましてはそれに160数名に合わせた形で、臨時にその期間だけ調査員を要請するものでございまして、今現在53名プラスそういう形の人数での対応という形を考えております。

以上でございます。

**西井委員長** 川村委員。

**川村委員** ということは、その150何名かの方は、大字で選ばれたその50何名の方が、どういうふう  
に選ぶんですか。私ちょっとよくわからなかったのですが、もう一回ちょっとまた。53名の方は区によって、区長から推薦されている……。

**西井委員長** そしたら、今の質問なしにして、もう一遍、答弁を求めます。

(「すまんけど全部一緒やろ」の声あり)

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 全て大字からの推薦でございます。各種調査に赴きますと、積極的に協力してくださる方がたくさんいらっしゃればありがたいんですけども、門前でもう結構ですとか、いろいろと苦勞が多いようでございます。やはり大字の方からよく地域を知っておられる方で、人柄も含めて、区長からのご推薦をいただいて適切なる人員をピックアップしていただいております。常時、先ほど50何名と言っておりましたけれども、常時手伝っていただいている方々というのはいらっしゃるんですけども、国勢調査になりますと、その年だけ人数

をふやさないといけない、で、その方々を常時抱えているわけにはいかない、このときだけ臨時的に、いつも回ってくださっている方プラスこの大字やったら2名出してくださいとか3名出してくださいという形で、区長にお願いをしてご協力を仰ぐと、その中で出てきていただいた方々に研修をこなしていただいて、ご協力をしていただくという形をとらせていただいております。

**西井委員長** 松村課長。

**松村情報推進課長** 今回予想しております調査員の数でございます。調査員が155名、指導員が23名、合わせまして178名ということでございます。

**西井委員長** 川村委員。

**川村委員** よくわかりました。本当にどこの誰かわからないという地域に回っている方が、今いろんな防犯の意味でも、地域の顔の知った人に回っていただくということでしたら安心いたしました。

先ほどのコンビニ収納も、非常にこれから手軽に近くのコンビニに行って、そういった税金収納ができる、そういう機会を持っていただくということは本当に便利だということも伺っておりますので、ぜひこれからもこの件については、こういうチャンスを市民に与えていただいたということと、これからも継続して力を入れていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**西井委員長** ほかにございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** それと37ページ、財産管理費の委託料、公共施設のファシリティマネジメント基本計画策定業務委託料1,700万円、この内訳と、それから先ほど39ページ、交通安全で質問されて、一応内容を聞かせていただいたわけですが、区画線、いわゆる白線ですけども、通学路をもちろん優先的にやってもらってるけど、特に忍海校区、白線が非常に消えてるところが多いということで、早急にやってもらいたい。これは要望だけで結構ですので、できるだけ早くやっていただきたいというふうに思います。

それと41ページ、企画費の中の負担金及び交付金、葛城広域行政事務組合負担金、この中で均等割とかいろいろあると思うんですが、内訳と今現在の積立金というのか、広域の基金、どのぐらいあるのか、あるいはまた貸し付けている市町村があるのかということと、それからここで新しく出てきている、葛城ふるさと市町村圏基金事業負担金、これがどういうものなのか教えていただきたいというふうに思います。

**西井委員長** 安川課長。

**安川総務財政課長** 失礼いたします、総務財政課の安川でございます。

ただいま、財産管理費におけます委託料、その中の公共施設ファシリティマネジメント基本計画策定業務委託ということで、内容についてご説明を申し上げます。

平成25年度からこのファシリティマネジメント、いわゆる公共施設の全体的な管理についての業務を行っておるわけですが、平成27年度におきましては、これまで行ってきました基本的な全施設の情報収集、並びに今年度行いました劣化度調査等々を含めた中で、平成27年



度におきましては施設の稼働率の分析、あるいは将来コストシミュレーションの数値目標の検討、並びに施設の評価の実施、並びにそれに伴います改修等に伴います優先順位の検討、それらを含めました最終的に全体施設を見た中での公共施設の基本計画を策定するというところで、これを業務委託いたしまして、この資料をもとにファシリティマネジメント検討委員会の中での検討事項の資料とさせていただきたいと考えています。その費用といたしまして、業務委託料1,700万円を今回計上させていただいております。

以上です。

**西井委員長** 米井課長。

**米井企画政策課長** 企画政策の米井です。よろしく申し上げます。

葛城広域の負担金ですけれども、平成27年度は241万7,000円ということで、前年度に比べて増をしているんですけれども、これは給与改定による人件費の増ということでございます。これの割り振りですけれども、均等割金額が444万円、人口割金額が1,036万円、これを割ったものということでございます。均等割444万円を5市町で割って88万8,000円、人口割を1,036万円掛ける14.76323%で152万9,000円、これにつきましては、平成22年度国勢調査による人口割ということでございます。

お尋ねの基金の残高でございます。平成25年度に10億300万円の残がございましたが、平成25年度に110万円使いまして、平成26年度に190万円使って、今は現状なくなっております。元金の10億円という形でございます。これの貸し付けにつきましては、予算では大和高田市に6億円、預金が4億円という形の予算、ふるさと特別基金の会計上になっております。お手元にありますように、ここに24万円の負担金がございます。これは今申し上げたように、基金の活用による事業に予算不足が生じたので、それにつきましては各市町村で分担して営業させていただいたというような内容でございます。

以上です。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、安川課長から説明いただきました。

いわゆるファシリティマネジメント、平成25年から、劣化とかいろんなことをやってきて、これらの公共施設をどういうふうに見直ししていくんやということで計画を立てる、これ最終年度になるのかな。一応、平成25年から見たらな。それで1つお尋ねしたいと思うのは、例えば、耐震できない建物があるとしたら、1つの合併して10年ということになっているから、統廃合も含めた中でこの基本計画を立ててもらいたいなというふうに私は思っています。これは個人的な意見かわからんけど。そうしないとやっぱり10年という1つの節目ですので、いつも市長おっしゃるように合併10年、10年と言っているわけやから1つの節目として、いずれこういう時期が来るわけやから、こういう1つの基本計画を立てる段階で、そういうことを視野に入れながら立ててもらいたいということを申し出しておきたいというふうに思います。

それと、葛城広域、ちょっとあんまり早口で言われたのでわからなかったわけやけど、今は基本、積立10億円しかないということ、トータルで。皆市町村が持ち寄って、今、県から

も補助金出てるわけやろう。その関係する各市町村、5市1町、その中で持ち寄って、それで来ていたので。基本的には12億円残ってるのと違うのですか。基本財産というんか。今聞いていたら、大和高田市に6億円貸してるけども金利が安いので金が少ないと。運営していきこうと思ったら金が少ないので、例えばふるさと市町村圏、こういうような状態の中でまた24万円も負担すると。こういうふうに理解してよろしいですか。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** もともとこのこれ、基金は全部で10億円、これは県から1億円出してもらって残りの9億円を4市1町で分担して、あのときは3市2町か、3町か、當麻、新庄を入れて、出していた部分で全部で10億円です。もともとは、葛城市と広陵町を除く全ての3市で、このお金を借りておられたんです。その分安かったけれども、その金利で得た利益分を、広域行政としていろんな催し物をやりましょうという形の中で予算を組んでまいりました。それが、うちもいただきましたが、御所市が一番最初で、2番目が香芝市、3番目が葛城市やったな。4番目が今年、広陵町になる。次、大和高田市ということなんですけれども、皆300万円ずつ予算を組んで、いろんな広域の事業をやっていきましょうという中で、決まりごとを3年前、4年前に決めてやり始めたんですけれども、香芝市が公社を解散されましたので、そこで借りておられたお金を全て返された。借り換えをされて借換債、別の借金をされたので、公社が解散をしました。御所市も同じように公社を解散されて、借りたお金を返されました。大和高田市の市長から、この10億円に関してどうするというお話があったんですけれども、1つにはこの10億円のお金をもう一回、じゃあ皆に割り振ろうかという話もないことはなかったんですけど、そうすると、もともとから県が1億円出してた分もこれ返してくださいという話にもなるし、そういうわけにもいかない。じゃあ大和高田市の市長が今会長されていますけど、ずっとあそこは大和高田市が会長なんですけども、じゃあ皆このお金を借りてくださいというお話をされたんですけども、葛城市の場合は水道事業会計から一借をさせていただいて、非常に、安い高いというのは別にしても、中で融通ができる部分があるので、わざわざそこから借りてこなくてもいいというようなことがあって、うちは要らないです、広陵町も要らないです、香芝市ももうそれは要らないですという形で、借りるところがなくて、じゃあ大和高田市は自分のところの責任で6億円だけお金を借りますよと。でもそうはいっても、その金利というのは非常に安い金利ですので全部賄えない。もともと約束をした300万円で事業をやっていきましょうとあって、もう3市やって、あと1市1町の部分のお金を捻出していくのにお金が足らなくなってしまいました。その分、じゃ、これは市町村で、皆でとりあえず一回りしようということで、そこまであと2年間だけはこの事業の継続をしていこうと。もらったとこだけもらい得じゃなくて、負担だけさせてもらおうよということで、皆均等にこの24万円を組ませていただいて、あと2年間だけさせていただくというお金でございます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、市長から説明を聞いたわけやけども、結局以前からずっとたまっていたお金、平成25年当時2億円余りあったと違うのですか。これを、あそこにおける職員の事務費とか、そん

な費用がかかるので、その運営の金の大半がそういった費用に回っている。事業にはなかなか使える金が少なくなったということですか。それで今言ってるように、既に実施した市町村は300万円の事業をしたので、残りの市町村も実施しなければ平等性が欠くと。それで不足する金24万円が葛城市の割り当て分になる、それを皆出し合ってやっていく、こういうことですか。

**山下市長** いや、誤解を招いてはいかんで、ちょっとだけ話をさせていただきたい。

**西井委員長** では特別に答弁を認めます。

市長。

**山下市長** これは別会計になっています。基金の会計と、我々が負担金を出して休日診療とかで持たせてもらっているのは別会計の事業なので、今、岡本委員が2億何ぼで、あれ全体で2億何ぼあるのかどうかまた後で確かめますけども、別会計です。全く別会計で、10億円の基金で回していたお金が大体3、400万円あったのが、もうちょっとあったかな、その4市1町の中で広域で観光やら何かをしようよと予算を組んでいたお金が、借りるところがなくなって金利が低くなって足らなくなった分を補っていいこうよ、300万円ぐらいは捻出しようよという形でさせていただいている方が24万円、それ以外の分は通常と同じ、休日診療であったりほか別会計で職員の給料をそこで出させていただいたりとかしておりますので、全く別物だということで、また後で中身についてお教えいたしますので。済みません。

**西井委員長** ほかに質問ございませんか。

白石委員。

**白石委員** 引き続き質疑を行ってまいりたい、このように思います。

関連質問になりますけれども、岡本委員が公共施設のファシリティマネジメント基本計画策定業務委託料についてお伺いをしました。この間、公共施設劣化度調査等業務委託料あるいは建築物コンクリート中性化調査業務委託料という形で進めてきて、平成27年度でそれらの成果を、基本計画を策定して、その計画に基づいて、施設設備の改修等を行っていくと、こういうことではありますが、実際に事業としてかかっていくのはいつごろからになるのか。平成27年で、平成28年からその計画に基づいて必要な施設の改修を行うとか、あるいは施設を閉じてしまうとか、そういうことを実施していくのはいつからになるのかお示しをいただきたい、このように思います。

それから、街灯等設置事業補助でありますけれども、40ページですね。40ページの19節負担金補助及び交付金あるいは14節のLED街灯賃借料も含めて、ちょっとお伺いをしておきたい、このように思います。

街灯の設置整備事業補助が350万円という形で、平成25年、平成26年の当初予算を100万円上回る大きな伸びをしているわけでありまして、さらにLED化を進めていくということで、引き続きリース料に係る経費が計上されております。私は常々、街灯設置については大字の財政力というか、によってやっぱり、大字内については、これは設置できないことはないけれども、通学路やあるいは通勤、買い物等々、大字と大字を結ぶそういう道路における設置については、最低でも公費で全部やっていくべきだというふうに言ってきたわけでありまして

けれども、このようなことが実際に計画的に取り組みられてきたのかどうか。大字間については一定の規定を設けて、上限はありますけれども、市が負担をして街灯を設置する、こういうことになってきましたけれども、それらの設置についてはあくまでも大字の要望に基づいて実施されているのか、あるいは市が当初予算においてこの部分については予算を確保し、優先順位を決めて市がこの街灯を設置し、さらに電気代も負担していく、こういうことが計画的に取り組みられているのかどうか、まずお伺いをしたいということでもあります。

この間、本当に努力をしていただいて、改善をされてきているということは私も認めますし歓迎をするものでありますけれども、これまたLED化をされてきて、このLED化のリース料については、これは市が負担しているんですか。これもちょっと聞いておきたいというふうに思います。

それからちょっとこれも関連になるんですが、葛城広域行政事務組合への負担金にかかわっての話でありますけれども、私はこの葛城広域行政事務組合の役割というのは何やったんやということを聞きたいわけですよ。やっぱりちゃんと事務組合の規約もあるんですね。その規約に基づいて、確かに金利が低いですから、その果実によってなかなか事業を進めるということが困難になってきているのは、これはわかりますけれども、この話を聞いてたら荒っぽいことで、この基金の積み立てている10億円を借りてくれて、ちょっと金利高いやつで借りてくれて、その金利をふやそうというふうな、何かそういう意図があるのかなど。ちょっと目的が違うのと違うかと。やっぱりこの共同処理する事務として、広域行政圏振興整備計画の策定に関する事務とか、いろいろ計画もつくっているんですね。つくって、それを重点的に葛城市や香芝市にとり、設定をして予算を配置してそれらを実施していく、あるいは全体として、写真展もしたり、共通の土俵の上で事業もしてきたわけですよ。それが実際、その報告の中でなかなか聞こえてこなくなってきたわけです。

実際、この基金の原資は交付税なんです。交付税というのはまさにそれぞれの自治体の一般財源です。それがその基金として積み上げられて、このような、私はもう解散してもいいんじゃないかと思うぐらい、思っているんですけども、この成果が見えてこない。こないだまでたくさん借りとったわけです。何でやというたら、財政の運営が厳しいから、なかなか財政状況が厳しい自治体に対して、そら市中銀行は貸してくれへんですよ。ここからやったら借りれるわけです。だからそういう形になって借りていた。これは葛城地区清掃事務組合もそうです。しかし、それは改められるということになってきたというのは評価をしたいわけですけども、こういう状況の中で、本当に残していくというならば、もうこれ全部基金を引き上げて、それぞれが負担金を出してその負担金でやった方が、私はまだ納得いくんです。確かに規定の中では基金の設置ということで、第3条第4号に規定する事業を実施するための財源として利用するという事になっているわけでありまして。この第3条第4号というのは、ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施に関する事務ということになっているんですが、今の状況ではとてもこの事業は行えないわけで、やはり規約の改定も含めて考えていかないかんと違うかなど、こういうふうに思います。この点、この間ちょっとこの事業の、広域行政事務組合としての趣旨、目的が変わってきたということに対して苦言をしてきました

たけども、やはりそれがまだまだ改善されていないという状況は問題だなというふうに思います。これ本当に一般財源として、それぞれの自治体が本来自由に使えるお金ですから、それはそれとして返していけばいいわけです。今は、国はどんどんと景気対策や地方財政対策によって地方へ予算を振り分けてきています。その中で、奈良県全体の市町村、3年連続して自主収支黒字になってきたんです。それはだから、公社解散したという理由もあるけれども、やっぱり財政的にはそんなに逼迫して借りなきゃならないという状況でもないわけですよ。無理に大和高田市さん、会長ですから借りてくれているのかもしれませんが、それもちょっと趣旨に反するというふうに思うので、この点やはり一度、ご議論していただきたいというふうに思います。

**西井委員長** 暫時休憩いたします。

休 憩 午後5時10分

再 開 午後5時20分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

門口課長。

**門口生活安全課長** 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いいたします。

今の質問のことでございます。まず、街灯等整備事業補助金350万円、その内訳でございます。夜間における地域住民の防犯対策、また、交通安全を守るために、大字において設置されております防犯灯、それに対して新設の設置につきましては2分の1の補助を行っております。また今、質問等がありますLEDの方ですが、平成23年度から街灯管理に係る新たな事業としまして、照明器具の取りかえに係る費用のうち、蛍光灯については5,000円、水銀灯やLED灯につきましては1万円の補助をさせていただいております。昨年度も6月補正、9月補正で、各100万円ずつ補正させていただいた経緯もございます。今回、350万円という形でそれに関する費用としまして上げさせていただいた、そういう内容のものでございます。ちなみに平成26年度におきましては、61基の街灯の新設、337基の取りかえがありまして、そのうちLED灯につきましては、新設60基、取りかえ332基となりまして、LED灯への移行というのが済んでいるような状態でございます。

また、地域間、大字間の街灯につきましてご質問もいただいております。平成25年度におきましても、平成25年度、平成26年度につきましても、大字間についての街灯設置については、大字の方からの要望もなく、やっていないような状況でございます。あくまで大字からの要望に基づきまして市の方が補助をさせていただいているような、そういう内容でございますので、ご了解よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、LEDの街灯賃借料117万1,000円のことでございます。この件でございますが、これは白鳳灯をLED灯に取りかえを、平成24年度、これは国の第1次補正予算に盛り込みました環境省の直轄事業、それを申請させていただきまして補助金でさせてもらったものでございます。白鳳灯ですが653基ありまして、それをLED灯の方に取りかえさせていただいた、そのリース、10年間のリースでございます。1年当たり117万1,000円払うということで予算計上させていただいた分でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

西井委員長 市長。

山下市長 ファシリティマネジメントの件についてでございます。

きのう、ファシリティマネジメントの検討委員会をさせていただいておりましたけれども、3カ年である程度の方角を見つけていかなければならないなというお話をしておりました。その中でいろんな議論をさせていただいて、1つには、短期でどうしても必要な建物に関してはファシリティマネジメントの枠外になるかもしれませんが、手をつけていかなければならないものもあるだろう。それと、あとは中長期的に葛城市全体の地域性、また住民との距離感であるとか、また過去からの経緯、利便性、そういうものも見ていながら、その建物の利用度であったり、そういうものも含めて必要かどうかというものを検討していかなければならないだろう。それをこの平成27年度の中でどこまで議論ができるのか、3回、4回議論して詰めていきたいと思いますというお話を、きのうさせていただいたところでございます。

平成28年度からスタートできるのかというお話でございますけれども、その中で緊急性をこの1年間の中で捉えて、どうしても要るものに関しては、できるだけ早く手をつけていかなければならないものに関しては、平成28年度になるのか平成29年度になるのか、早急に手をつけていかなければならないだろうというふうに思っております。ただ、全体の最適化であるとか、あとその費用をどういうふうに持つていくのか等、そのあたりはいろんな指標によって数字が大きく変わるようでございます。全国ファシリティマネジメントで見られる数字では、50年で見ておられる地域もあれば、65年という地域もありますし、それを100年というスパンで建物がもつ時間を見ておられるところもあります。実際にどれが適当なのかどうかということとはわかりませんが、ただ、詳しい数字等は申し上げられないんですけども、きのうも会議の中で見ておりましたけれども、案外、建物の建替え等とか維持補修にかかる費用というのはそれほど多くない。何が一番かかるのかといえば機械。エアコンとかそういう設備、機器に関しては、耐用年数が、設定にもよるんですけども、その機器の入れかえ等によって大きく変わってくるという調査結果というか指標が全国的に出ておるようでございますので、そのあたりも踏まえて、何しろ我々も初めて目にするものがございますから、それをどのように扱っていくのか、しっかりとこの1年見定めてまいりたいというふうに思っております。

それと、広域行政事務組合の件でございます。今、白石委員は、もうそのようなものは当初の目的から大きく外れているのじゃないかというようなご指摘があったわけでございますけれども、確かに、大和高田市の市長を中心にいろいろと議論をさせていただき、次のどこに向かっていこうという議論は毎回させていただいております。その中で出てきている話は、やはり広域で観光に面として対応できるようにということで、昨年度は葛城市と広陵町ですか、バスで回って、葛城市の場合は當麻寺を見てもらったと思います。最終的に広陵町の馬見丘陵公園まで行って、そこのフェアを見るとかという形にして、それぞれの名所旧跡を回るというツアーをされました。今年度もされて、御所市と香芝市でされたと思いますけれども、御所市と大和高田市と香芝市でされて、最終的に香芝市のホールに入って、あそこは吉

本新喜劇と協力をされていますので、そこで観光を呼び込むというような話をさせていただいた。広域で観光業というものに取り組んでいこうという試行を、今させていただいておるといところで、当初の目的とそれが1つ同じ線の上を歩いているのかどうかというのは難しいところだと思いますけれども、何か一緒に協力しながら取り組んでいこうという形というか、芽はでき始めておりますので、その中で葛城市もともに協力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** それぞれご答弁をいただきました。

まず、このファシリティマネジメントの基本計画が、平成27年度において策定されるということ間違いなことなのではないかと。しかし、じゃ、この計画に基づいて、この緊急性のあるものは置いて、中長期のものについては優先順位を決めて実施していくということになるということであると思います。もちろん、費用の問題を配慮されてやっていかなきゃならないということではありますけれども、やっぱり計画ができてからというのは、それはそれとして理解できるわけでありまして、市長も言われたように緊急性のあるものについては、予算を確保し、一定の合意を取りつけて、事業を進めていくということが、私は当然だというふうに思っています。そういう意味では、もう既に緊急性のあるものとして、耐震診断等もあるいは評価も終わっている當麻庁舎、これはやはり緊急性のあるものとして直ちにに取り組んでいかなければならない仕事じゃないのかと。まずはやはり意思決定を当然していかなきゃならない。この間の議論で、仮のものでも建替えをしていくのか、どこかにその機能を移転させるのか等々、ご議論をされてきているわけでありまして、現状は事業者によって診断をしていただいて、財団法人なら建築住宅センターにその判定を依頼して、判定が出ているわけです。その判定では、本建物耐震性能は両方向とも強度が不足しており耐震改修が必要であるということはまず最初に言われていて、8つ、それを含めてそれぞれの箇所について強度が不足しているということでありまして、また一部で構造ひび割れがあるので補修が望まれるということまで、具体的に評価をしていただいているわけでありまして。言うまでもなく、この當麻庁舎、新庄庁舎が、災害だけではなくていろんな取り組みの中では拠点としての機能を果たしていかなきゃならない施設であります。そういう施設が、とりわけ今は當麻庁舎として機能しているわけですから、市民の皆さんが訪れ、職員は毎日仕事をしているわけですね。そういう施設は、ファシリティマネジメント基本計画がもう見通しがついたということでありまして、市長が申されたように、緊急性のあるものとして対応していく必要があるというふうに思います。思いますじゃなくて、しなければならぬというふうに考えます。市長が言われた緊急性のあるものと捉えていただきたいというふうに思うわけでありまして。

とにかく、奈良県は津波の心配はありませんけれども、やはり南海トラフ地震というのは本市にとっても大きな影響がありますし、その前にいろんな、生駒市の東口断層帯とか御所市から伸びてきている断層帯が動けば、それこそ南海トラフ地震よりも大きな被害が出ると

いう予想がされているわけでありますから、これはぜひ机上に乗せていただいて対応していただきたいというふうに思います。

それから、街灯設置の問題であります。課長の説明でよく理解することができました。LEDについては1万円の補助でやっているんですが、実際に取りかえの費用、LED灯を含めてどれだけの費用がかかっているのかということをもう一度教えていただきたいということと、それから私この間、口酸っぱく言ってきたんです。住民の安全や健康や福祉を保持することは、これは地方自治体の役割やと。福祉の増進を図ることが地方自治体の役割であります。旧法では、安全がまず第一にあったんです。住民の安全、健康、福祉を保持する。やっぱり市民の皆さんの安全を確保していく、これは子どもたちの通学路、通勤、買い物道路、やはりここは、大字の中はもちろん通るところもありますけれども、やっぱり新庄の駅へ行くのに、磐城の駅へ行くのに、大字間を通らなきゃならない。大字から要望してくれといったって、費用は一定2分の1負担してくれますけども、費用を出さなきゃならない。北花内とか長尾とか財政力のある町は、「よっしゃ、わかった。それならうちが持つわ」と、こういうことでやってくれるか知りませんが、それこそ山口とか梅室とかそういうところは、本当に通学路になっているところ、これから日は長くなりますけども部活も遅くなって、帰る時間帯も遅くなるんですね。やっぱりそういうところは市が、市の責任において計画的に整備をしていく。以前に、忍海小学校から新村までは実施をした実績があるんです。だから、ちゃんとした大字の要望が出てこないといけないというのは、これはおかしな話ですよ。防犯という考え方からしてもおかしな話です。これは何回言ってもなかなかならない。防火水槽もまた後で言わないかんですけど、やっぱり市が責任を持って計画的に予算とにらみ合わせて、どんな小さな財政力のない大字であっても街灯を設置する、防火水槽を設置する、こういうことでなければだめじゃないですか。この件について課長は答弁しようがないですけども、私の考えというのは、そら間違ってるでと。そんなおまえ、大字がやって当たり前やというんやったら、そう言ってくれたらよろしいです。

葛城広域行政事務組合の負担金の問題で、現状の組合のあり方について議論をいたしました。市長がここで組合を代表して答弁するわけにもいきませんし、やはり首長が集まって、それぞれこの広域圏で何とか地域を活性化していこうということで、いろいろ考えていただいているというのはよくわかるんですけども、何よりも私たちに、その活動の中身が見えてこない。年2回のこの議論の中で初めて、このたびは葛城市と広陵町バスツアーをして、いろいろ観光資源、どんなんがあるんやと。御所市、香芝市も行って、これを本当に面で捉えて、実際にこの地域の観光資源を生かしたプランを立てようということは、これはそれなりに意義あるものだというふうに思います。しかし、そういうことが首長のところで組合の事務局で終わっていて、実際に我々には全くわからない、見えてこない、聞こえてこないわけです。そういう意味で、単なるこの負担金を払っているということだけでは困りますので、やっぱり私たち議会も、そういう活動がもしあるんでしたら一緒にバスに乗って、これは市長に予算を、バス1台お願いしないといけないかもわからんけども、そういう形でやっていかないと、それぞれの自治体の市民の皆さんや議会の理解は得られないんじゃない



かと。せっかくちゃんとした規約を持ち、やっているわけですから、これはぜひ、言いにくいことも市長に言ってもらって、改善をしていただきたいというふうに思います。あと残り、答弁をお願いします。

**西井委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 先ほどの質問でございます。

LED灯の費用の関係でございます。LED灯につきましては、市の中では平成22年ぐらいから普及し始めました。当時はやっぱり希少価値ということで高いものでございましたが、平成26年度ぐらいになってきますと、かなり技術の進歩等、大量生産ということも可能になりまして、1灯当たり2万円を切るような場合も出てくるという話も、大字の区長から聞いております。

以上でございます。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 大字間のことに関しまして、いろいろと検討の材料にさせていただきながら、今後葛城市全体、今でも街灯の電気代は全部葛城市が持たせていただいているわけでございますので、今後どのような需要が出てくるのか。今、そうは言いながらも自分のところで設置していただいた大字もあるわけですから、公平という観点から見ながら、先ほど白石委員がおっしゃったように、財政力のない大字はどうするねんというお話でございますけれども、ちょっとそのあたりも意見聴取しながら、今後の検討材料の1つにはしてまいりたいなというふうに思っております。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 門口課長並びに市長からもご答弁をいただきました。

LED灯については、LED灯と工事費含めてですか、2万円ぐらい。

(発言する者あり)

**白石委員** LED灯だけにしとくか。まあまあ2分の1やな、そしたら工事費は。そしたら、これも半分ぐらいの負担でつけられる。

確かに明るいね。忍海明るいね。北花内明るいんですわ。ところがちょっと新庄行ったりとか寺口行ったら、旧の蛍光灯なんですよね。これは何が違うのかな。これはやっぱり財政力なんですわ。やっぱり財政が豊かなところは、市の電気代の負担を軽減するためにも変えていかないかんという馬力で、どんどん市で補正予算もつけて、この間やってきているわけですよ。しかし、なかなかその1万円も大変なんですよね。だからその地域によって明るさが違うというのではやっぱり困るわけで、どこに行っても明るさは一緒やということにしていくのが、本当に市の役割だというふうに思います。それは一挙にというわけにはいきません。ですから、予算があるわけですから計画的に、それぞれの大字の要望も聞いて、ここはぜひ設置して欲しい、そしたらそこを先にやろうと、じゃあちょっとこっちはまだ国道に近いので辛抱してもらおうということで、計画を持って整備していけば、LED灯にすれば電気代安くなるわけでしょう。これはどの程度か、きょうまだ聞けませんでしたけども、また聞きたいと思います。やっぱりLED灯にすれば電気代は安くなるということですからね。

それを、安くなったら儲かったということではなくて、まさにそういうものを原資にして整備をしてもらうということで、ぜひ、市長は今、検討したいと言いました。検討してください。よろしくお願いします。

**西井委員長** ほかにございませんか。

藤井本委員。

**藤井本委員** 39ページの交通安全対策費の自転車の駐輪場についてご質問させてもらいたいというふうに思います。

市内には5つの駅があり、そこに駐輪場がある。無償で置かせてもらうところと有償のところがあるわけですが、意図するところ、きょうこのような雨も降っているわけで、狭くて雨に濡れるという声はよく耳にするところでもあります。先ほど市長は、大阪に葛城市定住促進を売っていくんだと言った中で、そのような人々が来られたときにやはりそういうところは目につくと思う。まずお聞きしたいのは、市内の5つの駅で、新庄の駅のところ、これ非常に狭いと思います。狭くて自転車も飛び出しているのが多いので、整頓もしてもらう対策は練ってもらっているが、こういう改善の余地はたくさんあると思う。市内5つの中で屋根のあるところとないところ、またちょっと狭いと感じているようなところ、整備計画とかあるのかも含めまして、まず今の現状を教えてください。これが、1点目。

2点目が、41ページの防災無線ですけども、葛城市内の無線ですね、これを統一しようということは話に出たり、市長も積極的にいろいろなことをやって考えてもらっているという答弁もいただいたが、予算化されていない。一体どういう考えがあってどこまで進んでいるのか、これについてもご答弁いただきたい。防災無線について、これからの考え方ということですけども。

3つ目は、去年ここでいろいろ議論、私らもさせていただきました宿直ですね。宿直を囑託にしてもらう、形を変えるということで、それについては議論しました。その中でこの1年間やっていただいて、どうであったかというところを検証させていただきたいなというふうに思います。

**西井委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いします。

葛城市には現在、近鉄沿線に駅が6つあります。また、JRに大和新庄駅1つがあります。駅周辺には各、尺土駅、磐城駅以外、無料の駐輪場を設置しております。この有料の尺土駅、磐城駅の駐輪場につきましては屋根が現在ついております。今、先ほどの、不法駐輪されているその件で、新庄駅南側の駐輪場のことを言われていると思います。この土地でございますが、葛城市北花内740番地の10、740番地で108平方メートル、その近鉄の土地で南北に広がった狭い土地となっております。私も何回ともなく駐輪場の方へ行かせていただいておりますが、4台から5台の自転車が置いているような状態でございます。自転車の整理等につきましては、新庄地域についてはふれあい作業所の子どもたちとかが作業していただいたり、また、うちの青色パトロールの指導員も何回か行っていただいて、奥の方にはかなりのスペースがございます。30台ぐらいはとめられる、そういうスペースがあると思います。また、

東側の人麻呂公園の駐輪場につきましても余裕あるスペースもございます。なかなか、電車に乗りおくれなような形でということで置いてしまうような現状かと思いますが、またこれからも検討していきたい、そういうふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

**西井委員長** 吉村部長。

**吉村企画部長** 企画部の吉村でございます。

ただいまの藤井本委員のご質問でございますが、宿日直を今現在、囑託員が対応しております、その状況でございます。

この宿日直の囑託員につきましては、最初はふなれな点もあろうかと考え、当初の間は毎月、囑託員全員を集めまして、その業務上の反省点などを協議しながら、よりよいサービスの向上に努めてまいりました。また、意思疎通を図る案件等がございましたら、随時全員に周知を行っているところでございます。印象的には、市民の方からのご意見も少なくなったように感じておるところでございます。これは業務を常時勤務していることによりまして、スムーズに対応ができているものと考えているところでございます。職員で対応を行っていたのと同様に、特に問題なく良好に勤務しておると考えておるところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 防災無線のかわりになるものでございますけれども、幾つか種類がありまして、神奈川県茅ヶ崎市が導入している防災ラジオというのがあります。これは、どこか高いところに1つ鉄塔を建てて、例えば葛城山の上とかに鉄塔を建ててそこから情報を発信すると。そうなった場合に広域で取り組むことができるので、できたら周辺ということで、葛城市の方から県も含めて呼びかけをさせていただきまして、県から市町村の担当者を集めて防災ラジオで2回か3回ほど、それとV-Lowという仕組みがあります。

V-LowというのはVHF、昔のアナログ放送のUチャンと違う方のVチャンですね、あれがアナログからデジタル放送に変わったのであっています。低周波帯、V-Lowというんですけども、ここのチャンネルを使って情報発信をしていこうやないかというような、新しい仕組みも出てきています。それも葛城市から呼びかけて2、3回勉強会をさせていただいて、どちらの仕組みも住民と双方向でやりとりができたりとかということで、いいなという思いはあるのですが、何が問題かという機械が高い。1台1万2、3千円からV-Lowの機械だと1万4,000円ぐらいするんですね。それを全家庭に配布をするという形になると、すごく高い金額になる。県を通じて総務省、消防庁の方で、起債の対象にならないかとか補助金いただけないかというような交渉を何度となく行っているんですけども、鉄塔を建てるとか放送設備を持つところに対しての補助金はあるし、起債も対象になると言われるんだけど、個別の機械に対しての補助金というのは認められないという答えしか出てこないんですね。どんなやり方をしても個別の機械に関しては起債もだめ、補助金もつかないと。となると、丸々その機械を買わなきゃならんという形になってしまうので、そこがネックになって今進んでいないというのが現状です。

先般、シャープの社長のところに会いに行って、受信機を、シャープの技術をもって安く

できないかというような提案もさせていただいたりはしているんですけども、いろんな概念の中で住民の皆さんが、安くそして的確に誰でも受信できるようなシステムを早く構築したい。しかもうちだけではなくて、できたら広域で取り組むことによって金額が安くなるというような方法をやりたいなと思って、勉強会を今もさせていただいておるところでございます。引き続きその金額を抑えられる方法を、また、起債ができないのかというようなところも、国と相談をしながら進めてまいりたいなというふうに思っております。

**西井委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** 自転車の駐輪場。磐城駅と尺土駅は屋根があつてという話ですが、やはり葛城市の方、学校へ行かれる方、大阪に電車に乗って勤務される、お仕事に行かれる方、葛城市に税金を払っていただいている方、朝から気持ちよく行ってもらうのに、私はやっぱりここにちょっと注目していただきたいなというふうに思います。電車に乗って見ていると、やはり屋根付の、簡単な屋根でいいと思うんですけど、屋根付の駐輪場があるところというのが非常に多いように、私は思っています。そんなのも含めて検討するという答弁でしたけども、そういうところとか、先ほど自転車とか単車の盗難、軽犯罪のところにもありましたが、そこにもう少し力を入れるべきではないかなというふうに思います。冒頭に申し上げたように、大阪から人を呼ぶんだと、市長の話の中にもありましたように、そんなのを含めると、という思いがあるんですけども、これはもう課長ではなく市長にご答弁いただけたらというふうに思います。

防災無線、いろいろ考えていただいているというのはよくわかります、また伝わってきます。しかし、この前からずっと同じこと言ってるわけで、優先順位の問題であるかと思っております。市長は近隣ともう少し話をすることですので、そういったところ、今後においてもまたご報告なりお話をいただけたらいいかなというふうに思います。

それと、宿日直。初めの間は市民からいろんなご意見をいただいたということは、それなりの苦情なりがあつたということですが、今、皆さん頑張つていただいて苦情がなくなっている、こういうことですね。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 駐輪場の件につきましては、いろいろとご要望いただいております。

過去には忍海の方も、岡本委員からも要望をいただいたりとか、ほかの地域も含めてですけども要望をいただいておりますけれども、最終的に忍海も有料にして屋根付でやろうかというようなことも考えておりましたが、結局無料のままでいかせていただいた。香芝市のように、民間業者に任せて有料で運営していただく形でやってもらった方がいいのか、それとも市の方で、人を雇っていくということになるとまたリスクを背負うこととなりますので、そのあたりが非常に難しい。1カ所整備すると不公平感が出てくるというような問題もあります。藤井本委員がおっしゃっていることもよくよくわかっておるところでございますけれども、葛城市全体の中でどのようにしていくべきなのかということを、どこかの段階で整理をして考えていかなければならないなとは思っています。また、いい知恵も含めていただきながら、葛城市全体の駐輪場の計画、有料にするのか無料のままでいいのか、

民間を入れてでも導入するべきなのかどうなのかということ、またちょっとお知恵を拝借しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

**西井委員長** ほかにないでしょうか。

白石委員。

**白石委員** そしたら、43ページの賦課徴収費についてお伺いをしておきたいと思います。

これは、決算特別委員会において議論をしたところでありますけれども、最近、徴税事務が非常に厳しくなって、滞納処分がどんどん行われ、差し押さえという形で家や土地が押さえられる。これは預金を押さえられて、これで回収できればそれで一見終わりなんです、ところが土地や建物というのはなかなか、本税あるいは延滞金等で徴収するという、看過をするということになれば、住民その者の生活権が脅かされるということになります。このような状況になったのは、私は近年のことだというふうに思いますし、また決算特別委員会ではそのようなご答弁であったというふうに思います。この間、直接市民の皆さんやあるいは私も直接聞いたこともありますけれども、何とか滞納あったものを一括して、いろいろ市とのトラブルがあり払わなかったけれども、一括して本税を納め延滞金はまけてもらったと、こういうふうに言う人もいるわけで、また、一生懸命頑張って分納で、本当に頑張って本税を納めて延滞金については減免をしていただいたという、例があるんですね。これは徴税委員の判断でされたのか、最終責任者である市長の決裁でやられたものなのか、私は定かではありません。この間どういうことで、この滞納処分の事務手続が機械的に行われるようになってきた、これはどういうことが契機でこうなってきたのか。これは多分、県の関与だというふうに思います。その点お聞かせいただきたいのと、私が申しましたように、一括して滞納分を納入して、そして延滞金については減免していただいた、あるいは分納で頑張って何年もかけて本税を払いきって、延滞金については減免をしていただいた、こういうことがあったのかなかったのか。私はあったように聞いて、本人から聞いているし、誰がこれを決裁するのか、この点お伺いをしたいと思いますし、現状はお聞きしませんが、1つだけ、この間は土地や建物等の差し押さえについては看過したことがない、こういうふうに答弁をいただいているわけでありますけれども、実際に滞納処分を機械的にやっていくということになれば、住民とのトラブルもやっぱり出てくるわけで、どういうことを配慮した上でこの滞納処分の手続を、これは法律からすれば当然、滞納すれば、20日以内でしたか、督促しなければならぬということになっていきますし、これはもう手続はそういうふうになっているわけですから、どういうマニュアルに基づいて行っているのか、この点お伺いを、1点しておきます。

**西井委員長** 西川課長。

**西川収納促進課長** 収納促進課の西川でございます。よろしく申し上げます。

滞納処分に関しての県の指導といいますか、そちらにつきましては、市県民税の関係がございまして、年に1回、指導のヒアリングを設けられて、こういうふうに滞納処分をしているといいのではないかというような形で、指導なり助言を受けておるような次第でございます。

それと、2点目の延滞金の減免につきましてですが、延滞金自体は以前からあった制度ではございますが、葛城市の場合、平成19年度から平成20年度にかけて延滞金を課税させていただいているという形になっておるわけなんですけども、その時点におきまして、直接私が担当しておらなかった時の話になってしまうわけでございますけども、急に延滞金というので納税者の方にお示しさせていただいた経緯の中で、移行期間と申しますか、白石委員がおっしゃっておられるのがその移行期間中のことであったのかなと考えるわけでございますけども、その移行期間中にその本税なりを完納していただいたら、延滞金を減免なりしていただくというような形で進んでおったようには聞いておるんですけども、私そのとき直接担当させていただいていない状態で申し上げるのもまことに申しわけないんですけども、それ以降につきましては、減免の基準ももちろん持つておるわけなんですけども、なかなかその減免の基準に照らし合わせて、対象となられる方がおられないというのが現状でございます。

それと、滞納処分に対しての納税者の方への配慮ということでございますが、当市の場合、滞納処分の事務的な流れを申し上げますと、まず来庁要請というのをさせていただいて、納付催告、差し押さえ予告、差し押さえというような形で、滞納処分の方を進めさせていただいておる次第でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 課長の方からご答弁いただきましたが、課長の答弁ではこれ以上踏み込んだ、知らないことの時期のこともありますし、ご答弁できないというふうに思いますけども、私はそういう相談をたくさん受けてきた経緯から、私はやっぱり主権者としてその権利を主張するとともに、これは義務を行使していただくということで、やっぱり納税をしていただくということで、基本的には分納を進めていただいたらというふうに思っています。

それこそ一生懸命、生活が苦しい、職を失い、途端に税が払えない、こういうことになってきて困窮をするわけです。当然そのことに対してやはり、そういう事情を勘案した対応というのが必要なわけでありましてけれども、それまでは、何年かちょっとわかりませんが、本当に親身になって一緒に考えて、納税者が納税義務を果たしていただくことが公共サービスを支えているんだということで理解していただいて納めてもらう。しかし、今はまさに、滞納処分の手続がとんとんと来て、同じような認識でいたら家を差し押さえられていたということでびっくりして、家族の中でも何でここまでみたいな話で、家族内でも本当に争いとまで言わないまでもやっぱり、夫婦の間で、親と子の間で、あつれきが出てくるわけです。そういうものなんですよ。私たちはやっぱりそういうことを配慮した徴税事務というものをやっていかなきゃならない。単に県が、市県民税との関係で収納率を上げるため、確かに奈良県は上がっています。しかし、市民のそういうご苦勞して払っていただいている、そこをきちっと見ないと、市民とのトラブルは避けがたいことになるわけです。ぜひここは、実のある対応をとりあえずお願いしておきたい。

終わります。

**西井委員長** 皆さん方のご協力のもと、1款、2款の質疑を終結いたしたいと思います。

次に、3款民生費、4款衛生費の説明を求めます。

山本部長。

**山本総務部長** それでは、3款民生費からご説明申し上げます。事項別明細書につきましては49ページとなります。

まず、3款民生費、1項1目社会福祉総務費でございます。7億8,648万円を計上いたしております。職員27人の人件費と国民健康保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計への繰出金が主なものとなっております。

ページ飛びまして51ページでございます。2目国民健康保険医療助成費につきましては、1億4,149万円を計上いたしております。

続く、3目後期高齢者医療保険医療助成費につきましては、7,340万1,000円を計上いたしておるところでございます。

次に、4目障害者福祉費でございます。7億4,486万7,000円を計上いたしております。障がい者福祉に要する経費でございます。扶助費では、介護給付費また訓練等給付費などの予算を計上いたしておるところでございます。

次に、54ページまでページが飛びます。5目老人福祉費でございます。4億6,654万5,000円を計上いたしております。老人福祉施策に要する経費でございます。扶助費では、敬老年金、繰出金では介護保険特別会計への繰出しが主なものとなっております。

次に、6目いきいきセンター管理運営費でございます。2,847万7,000円でございます。いきいきセンターの維持管理に要する経費を計上いたしております。

56ページにかわりまして、7目福祉推進費でございます。1億3,600万6,000円を計上いたしております。福祉総合ステーションの指定管理委託料、また、社会福祉協議会への補助金などが主なものとなっております。

次に、8目旧老人保健医療事業費でございます。15万円を計上いたしております。

次に、9目臨時福祉給付金事業費でございます。6,030万円を計上いたしております。昨年度に引き続き、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的、臨時的な国の給付措置となっております。

ページかわりまして58ページでございます。次に、2項1目児童福祉総務費でございます。3億3,469万9,000円を計上いたしております。職員8人の人件費と障がい福祉に要する経費でございます。扶助費では、乳幼児医療費扶助、小児医療費扶助などが主なものとなっております。

次に、2目児童措置費でございます。13億8,024万8,000円を計上いたしております。児童手当費、民間の保育所運営費が主なものとなっております。

次に、3目保育所費でございます。3億3,848万円を計上いたしております。職員24人の人件費と、公立保育所の運営に要する経費でございます。

ページ飛びまして61ページでございます。4目児童館費でございます。5,458万6,000円を計上いたしております。職員1人の人件費と、児童館と学童保育所の運営に要する経費でござ

ざいます。

次に62ページでございまして、5目ひとり親家庭等福祉費でございまして、2,500万円の計上でございまして。

続く、6目地域子育て支援センター事業費でございまして、1,717万8,000円を計上いたしております。職員1人の人件費と、地域子育て支援センターに要する経費でございまして。

次に、7目子育て世帯臨時特例給付金事業費でございまして、2,108万3,000円を計上いたしております。昨年度に引き続きまして、児童手当受給者に給付されるもの、国の臨時的給付措置となっております。

次に、3項1目国民年金事務取扱費でございまして、2,002万5,000円を計上いたしております。職員2人の人件費と、国民年金事務に要する経費でございまして。

ページかわりまして64ページでございまして、4項1目生活保護総務費でございまして、3,166万1,000円を計上いたしております。職員3人の人件費と、生活保護の一般事務に要する経費でございまして。

次に、2目扶助費でございまして、4億1,836万7,000円を計上いたしております。生活保護の扶助に要する経費でございまして。

次に、5項1目災害救助費でございまして、1,140万円を計上いたしております。

次に66ページでございまして、4款衛生費でございまして、1項1目保健衛生総務費におきましては、1,816万7,000円を計上いたしております。保健衛生事務に要する経費でございまして。

次に、2目予防費でございまして、1億535万3,000円を計上いたしております。小児肺炎球菌予防接種、高齢者インフルエンザ予防接種などの、各種予防接種に係ります委託料が主なものとなっております。

次に、3目生活衛生費でございまして、64万3,000円を計上いたしております。

続く、4目健康づくり推進事業費でございまして、3,423万8,000円を計上いたしております。胃がん、肺がん、子宮がんなど、各種検診に要する経費でございまして。

ページかわりまして68ページでございまして、5目母子保健事業費でございまして、4,239万9,000円を計上いたしております。母子保健に要する経費でございまして、妊婦健康診査に係る委託料が主なものとなっております。

次に、6目保健施設費でございまして、1億1,316万7,000円を計上いたしております。職員11人の人件費と、保健施設の維持に関する経費となっております。

ページかわりまして70ページでございまして、7目環境衛生費でございまして、6,124万7,000円を計上いたしております。職員4人の人件費、環境衛生に要する経費でございまして。

続く、8目火葬場費でございまして、2,430万6,000円の計上でございまして、火葬場の運営に要する経費でございまして。

ページかわりまして72ページでございまして、2項1目清掃総務費でございまして、9,874万円を計上いたしております。職員9人の人件費と、清掃事務に要する経費でございまして。

続く、2目塵芥処理費でございまして、5億7,740万4,000円を計上いたしております。職員14人の人件費と、塵芥処理に要する経費でございまして。工事請負費につきましては、クリー



ンセンターの維持に係りますものと、また、焼却施設の運搬処理等に要する経費が主なものとなっております。

ページかわりまして74ページでございます。3目し尿処理費でございます。2億5,027万4,000円を計上いたしております。職員6人の人件費と、し尿の収集運搬処理に要する経費でございます。

続く、4目地域循環型社会形成推進事業費でございます。6億503万7,000円を計上いたしております。新クリーンセンターの建設に要する経費の計上でございます。

以上をもちまして、3款民生費、4款衛生費の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**西井委員長** 本日はこれにて委員会を終了いたします。

延 会 午後6時26分